

昭和二十二年厚生省令第二十三号

労働基準法施行規則

労働基準法施行規則を、次のように定める。

第一条 削除

第二条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。以下「法」という。）第十二条第五項の規定により、賃金の総額に算入すべきものは、法第二十四条第一項ただし書の規定による法令又は労働協約の別段の定めに基づいて支払われる通貨以外のものとする。

前項の通貨以外のものの評価額は、法令に別段の定がある場合の外、労働協約に定めなければならぬ。

前項の規定により労働協約に定められた評価額が不適当と認められる場合又は前項の評価額が法令若しくは労働協約に定められていない場合においては、都道府県労働局長は、第一項の通貨以外のものの評価額を定めることができる。

第三条 試の使用期間中に平均賃金を算定すべき事由が発生した場合においては、法第十二条第三項の規定にかかわらず、その期間中の日数及びその期間中の賃金は、同条第一項及び第二項の期間並びに賃金の総額に算入する。

第四条 法第十二条第三項第一号から第四号までの期間が平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前三箇月以上にわたる場合は、雇入れの日に平均賃金を算定すべき事由の発生した場合の平均賃金は、都道府県労働局長の定めるところによる。

第五条 使用者が法第十五条第一項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第一号の二に掲げる事項については期間の定めのある労働契約であつて当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り、第四号の二から第十一号までに掲げる事項については使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。

一 労働契約の期間に関する事項

一の二 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項

一の三 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項

二 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項

三 賃金（退職手当及び第五号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法（賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項）

四 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

四の一 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項

五 臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与及び第八条各号に掲げる賃金並びに最低賃金額に関する事項

六 労働者に負担せざるべき食費、作業用品その他に関する事項

七 安全及び衛生に関する事項

八 職業訓練に関する事項

九 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項

十 表彰及び制裁に関する事項

十一 休職に関する事項

使用者は、法第十五条第一項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件を事実と異なるものとしてはならない。

法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号までに掲げる事項（昇給に関する事項を除く。）とする。

法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。ただし、当該労働者が同項に規定する事項が明らかとなる次のいずれかの方法によることを希望した場合には、当該方法とすることができる。

二 ファクシミリを利用してする送信の方法

（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）

以下の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理しようとする場合において、貯蓄

金の管理が労働者の預金の受入れであるときは、法第十八条第二項の協定には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 預金者の範囲

二 預金者一人当たりの預金額の限度

三 預金の利率及び利子の計算方法

四 預金の受け入れ及び払い戻しの手続

五 預金の保全の方法

第六条 法第十八条第二項の規定による届出は、様式第一号により、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）にしなければならない。

第六条の二 法第十八条第二項、法第二十四条第一項ただし書、法第三十二条の二第一項、法第三十二条の三第一項、法第三十二条の四第一項及び第二項、法第三十二条の五第一項、法第三十二条第二項ただし書、法第三十六条第一項、第八項及び第九項、法第三十七条第三項、法第三十八条の二第二項、法第三十八条の三第一項、法第三十八条の四第二項第一号（法第四十一条の二第三項において準用する場合を含む。）、法第三十九条第四項、第六項及び第九項ただし書並びに法第九十条第一項に規定する労働者の過半数を代表する者（以下この条において「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

二 法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

三 前項第一号に該当する者がいない事業場にあつては、法第十八条第二項、法第二十四条第一項ただし書、法第三十九条第四項、第六項及び第九項ただし書並びに法第九十条第一項に規定する

労働者の過半数を代表する者は、前項第二号に該当する者とする。

使用者は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたこと理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

使用者は、過半数代表者が法に規定する協定等に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。

第六条の三 法第十八条第六項の規定による命令は、様式第一号の三による文書で所轄労働基準監督署長がこれを行う。

第七条 法第十九条第二項の規定による認定又は法第二十条第一項但書前段の場合に同条第三項の規定により準用する法第十九条第二項の規定による認定は様式第二号により、法第二十条第一項但書後段の場合に同条第三項の規定により準用する法第十九条第二項の規定による認定は様式第三号により、所轄労働基準監督署長から受けなければならない。

使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。ただし、第三号に掲げる方法による場合には、当該労働者が第一号又は第二号に掲げる

方法による賃金の支払を選択することができるようにするとともに、当該労働者に対し、第三号から今までに掲げる要件に関する事項について説明した上で、当該労働者の同意を得なければならない。

一 当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み明瞭かとなる書面の交付とする。ただし、当該労働者が同項に規定する事項が明らかとなる次のいずれかの方法によることを希望した場合には、当該方法とができる。

二 当該労働者が指定する金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）以下「金商法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（金商法第二十八条第一

- 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、金商法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)をいう。以下この号において同じ。)に対する当該労働者の預り金(次の要件を満たすものに限る。)への払込み
- イ 当該預り金により投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第四項の証券投資信託(以下この号において「証券投資信託」という。)の受益証券以外のものを購入しないこと。
- ロ 口当該預り金により購入する受益証券に係る投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項の投資信託約款に次の事項が記載されていること。
- (1) 信託財産の運用の対象は、次に掲げる有価証券(2)において「有価証券」という。)、預金、手形、指定金銭信託及びコールローンに限られること。
- (i) 金商法第二条第一項第一号に掲げる有価証券
- (ii) 金商法第二条第一項第二号に掲げる有価証券
- (iii) 金商法第一条第一項第三号に掲げる有価証券
- (iv) 金商法第二条第一項第四号に掲げる有価証券(資産流動化計画に新優先出資の引受権のみを譲渡することができる旨の定めがない場合における新優先出資の引受権を除く。)
- (v) 金商法第二条第一項第五号に掲げる有価証券(新株予約権付社債券を除く。)
- (vi) 金商法第二条第一項第十四号に規定する有価証券(銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。)又は指定金銭信託に係るものに限る。)
- (vii) 金商法第二条第十五号に掲げる有価証券
- (viii) 金商法第二条第十七号に掲げる有価証券(1)から(vii)までに掲げる証券又は証書の性質を有するものに限る。)
- (ix) 金商法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券
- (x) 金商法第二条第一項第二十一号に掲げる有価証券
- (xi) 金商法第二条第一項第二項の規定により有価証券とみなされる権利(1)から(ix)までに掲げる有価証券に表示されるべき権利に限る。)
- (2) 信託財産の運用の対象となる有価証券、預金、手形、指定金銭信託及びコールローン(3)及び(4)において「有価証券等」という。)は、償還又は満期までの期間(3)において「残存期間」という。)が一年を超えないものであること。
- (3) 信託財産に組み入れる有価証券等の平均残存期間(1)の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入れ額を乗じて得た合計額を、当該有価証券等の組入れ額の合計額で除した期間をいう。)が九十日を超えないこと。
- (4) 信託財産のうち(1)の法人その他の団体(5)において「法人等」という。)が発行し、又は取り扱う有価証券等(国債証券、政府保証債(その元本の償還及び利息の支

- 三 払について政府が保証する債券をいう。)及び返済までの期間(貸付けを行う当該証券投資信託の受託者である会社が休業している日を除く。)が五日以内のコールローン(5)において「特定コールローン」という。)の当該信託財産の総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の五以下であること。
- (5) 信託財産の総額のうちに一の法人等が取り扱う特定コールローンの当該信託財産の総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の二十五以下であること。
- ハ 当該預り金に係る投資約款(労働者と金融商品取引業者の間の預り金の取扱い及び受益証券の購入等に関する約款をいう。)に次の事項が記載されていること。
- (1) 預り金及び証券投資信託の受益権に相当する金額の払戻しが、その申出があつた日に、一円単位でできること。
- (2) 預り金及び証券投資信託の受益権に相当する金額の払戻しが、その申出があつた日に、一円単位でできること。
- 十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業(以下単に「第二種資金移動業」という。)を営む資金決済法第二条第三項に規定する資金移動業者であつて、次に掲げる要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた者(以下「指定資金移動業者」という。)のうち当該労働者が指定するものの第二種資金移動業に係る口座への資金移動
- イ 貸金の支払に係る資金移動を行う口座(以下単に「口座」という。)について、労働者に對して負担する為替取引に關する債務の額が百万円を超えることないようにするための措置又は当該額が百万円を超えた場合に当該額を速やかに百万円以下とするための措置を講じていること。
- ロ 破産手続開始の申立てを行つたときその他為替取引に關し負担する債務の履行が困難となつたときに、口座について、労働者に對して負担する為替取引に關する債務の全額を速やかに当該労働者に弁済することを保証する仕組みを有していること。
- ハ 口座について、労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由で当該労働者に對して負担する為替取引に關する債務を履行することができ難となつたことにより当該債務について当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。
- 二 口座について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあつた日から少なくとも十年間は、労働者に對して負担する為替取引に關する債務を履行することができるための措置を講じていること。
- ホ 口座への資金移動が一円単位でできるための措置を講じていること。
- ヘ 口座への資金移動に係る額の受取について、現金自動支払機を利用する方法その他の通貨による受取ができる方法により一円単位で当該受取ができるための措置及び少なくとも毎月一回は当該方法に係る手数料その他の費用を負担することなく当該受取ができるための措置を講じていること。
- ト 貸金の支払に關する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。
- チ イからトまでに掲げるもののほか、貸金の支払に關する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。
- 使用者は、労働者の同意を得た場合には、退職手当の支払について前項に規定する方法によるほか、次の方によることができる。
- 一 銀行その他の金融機関によつて振り出された当該銀行その他の金融機関を支払人とする小切手を当該労働者に交付すること。
- 二 銀行その他の金融機関が支払保証をした小切手を当該労働者に交付すること。
- 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行がその行う為替取引に關し負担する債務に係る権利を表章する証書を当該労働者に交付すること。

地方公務員に関する法第二十四条第一項の規定が適用される場合における前項の規定の適用について、同項第一号中「小切手」とあるのは、「小切手又は地方公共団体によつて振り出された小切手」とする。

第七条の三 前条第一項第三号の厚生労働大臣の指定（第七条の六から第七条の八までにおいて同一）に「指定」という。受けようとする者は、申請書に、第二種資金移動業を當むこと及び同号に「指定」という。）を記載する要件を満たすことを証する書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第七条の四 指定資金移動業者は、第七条の二第一項第三号イからチまでに掲げる要件に係る事項のいずれかを変更するときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第七条の五 厚生労働大臣は、賃金の支払に関する業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な措置をとらねばならない。

指定資金移動業者は、資金決済法第四十一条第一項の規定による変更登録又は同条第三項若しくは第四項の規定による変更の届出を行つたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第七条の六 厚生労働大臣は、指定資金移動業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 資金決済法第五十五条又は第五十六条第一項若しくは第二項の規定による処分が行われたとき。

二 前号のほか、第七条の二第一項第三号イからチまでに掲げる要件を満たさなくなつたとき。

三 不正の手段により指定を受けたとき。

厚生労働大臣は、前項の規定により指定の取消しをしたときは、その旨を公告しなければならない。

第七条の七 指定資金移動業者は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 指定を辞退しようとするとき。

二 資金決済法第六十一条第一項の規定による届出をしたとき。

三 指定資金移動業者が指定を辞退したときは、当該指定は、その効力を失う。

四 指定資金移動業者が指定を辞退しようとするときは、その日の三十日前までに、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

五 指定資金移動業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第七条の八 指定資金移動業者について、第七条の六第一項の規定により指定が取り消された場合において、使用者の賃金の支払の義務の履行を確保するため必要があると厚生労働大臣が認めるときは、指定資金移動業者であつた者については、なお指定資金移動業者とみなして、第七条の二第一項及び第七条の五の規定を適用する。

第八条 法第二十四条第二項但書の規定による臨時に支払われる賃金、賞与に準ずるものは次に掲げるものとする。

一 一箇月を超える期間の出勤成績によつて支給される精勤手当

二 一箇月を超える一定期間の継続勤務に対しても支給される勤続手当

三 一箇月を超える期間にわたる事由によつて算定される奨励加給又は能率手当

第九条 法第二十五条に規定する非常の場合は、次に掲げるものとする。

一 労働者の収入によつて生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害をうけた場合

二 労働者又はその収入によつて生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合

三 労働者又はその収入によつて生計を維持する者がやむを得ない事由により一週間以上にわたって帰郷する場合

第十二条の二 使用者は、法第三十二条の二から第三十二条の四までの規定により労働者に労働させることとし、就業規則その他これに準ずるもの又は書面による協定（労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）において、法第三十二条の二から第三十二条の四までの規定する期間の起算日を明らかにするものとする。

使用者は、法第三十五条第二項の規定により労働者に休日を与えることとする四週間の起算日を明らかにするものとする。

使用者は、法第三十二条の二第一項の規定により労働者に労働させ場合には、就業規則その他これに準ずるものにおいて、四日以上の休日を与えることとする。

使用者は、法第三十二条の二第二項の規定により労働者に労働させ場合には、就業規則その他これに準ずるものとし、労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）には、有効期間の定めをするものとする。

法第三十二条の二第二項の規定による届出は、様式第三号の二により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

第十二条の三 法第三十二条の三第一項（同条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 標準となる一日の労働時間

二 労働者が労働しなければならない時間帯を定める場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻

三 労働者がその選択により労働することができる時間帯に制限を設ける場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻

四 法第三十二条の三第一項第二号の清算期間が一箇月を超えるものである場合にあつては、同項の協定（労働協約による場合を除き、労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）の有効期間の定めとする。

法第三十二条の三第四項において準用する法第三十二条の二第二項の規定による届出は、様式第三号の三により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

第十二条の四 法第三十二条の四第一項の協定（労働協約による場合を除き、労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）において定める同項第五号の厚生労働省令で定める事項は、有効期間の定めとする。

使用者は、法第三十二条の四第二項の規定による定めは、書面により行わなければならない。

法第三十二条の四第三項の厚生労働省令で定める労働日数の限度は、同条第一項第二号の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）が三箇月を超える場合は対象期間について一年当たり二百八十日とする。ただし、対象期間が三箇月を超える場合において、当該対象期間の初日の前一年以内の日を含む三箇月を超える期間を対象期間として定める法第三十二条の四第一項の協定（労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）（複数ある場合においては直近の協定（労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。））において「旧協定」という。）があつた場合において、一日の労働時間のうち最も長いものが旧協定の定める一日の労働時間のうち最も長いものが旧協定の定める一日の労働時間のうち最も長いもの若しくは九時間のいずれか長い時間を超え又は一週間の労働時間のうち最も長いものが旧協定の定める一日の労働時間のうち最も長いもの若しくは四十八時間のいずれか長い時間を超えるときは、旧協定の定める一日の労働時間のうち最も長い時間が超える。年当たりの労働日数から一日を減じた日数又は二百八十日のいずれか少ない日数とする。

法第三十二条の四第三項の厚生労働省令で定める一日の労働時間の限度は十時間とし、一週間の労働時間の限度は五十二時間とする。この場合において、対象期間が三箇月を超えるときは、次の各号のいずれにも適合しなければならない。

一 対象期間において、その労働時間が四十八時間を超える週の初日の数が三以下であること。

二 対象期間をその初日から三箇月ごとに区分した各期間（三箇月未満の期間を生じたときは、一週間当該期間）において、その労働時間が四十八時間を超える週の初日の数が三以下であること。

三 法第三十二条の四第三項の厚生労働省令で定める対象期間における連続して労働させる日数の限度は六日とし、同条第一項の協定（労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）で特定期間として定められた期間における連続して労働させる日数の限度は一週間に一日の休日が確保できる日数とする。

法第三十二条の四第四項において準用する法第三十二条の二第二項の規定による届出は、様式第四号により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

第十二条の五 法第三十二条の五第一項の厚生労働省令で定める事業は、小売業、旅館、料理店及び飲食店の事業とする。

法第三十二条の五第一項の厚生労働省令で定める数は、三十人とする。

法第三十二条の五第二項の規定による一週間の各日の労働時間の通知は、少なくとも、当該一週間の開始する前に、書面により行わなければならない。ただし、緊急でやむを得ない事由がある場合には、使用者は、あらかじめ通知した労働時間を変更しようとする日の前日までに書面により当該労働者に通知することにより、当該あらかじめ通知した労働時間を変更することができること。

法第三十二条の五第三項において準用する法第三十二条の二第二項の規定による届出は、様式第五号により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

使用者は、法第三十二条の五の規定により労働者その他特別の配慮を要する者について、一週間の各日の労働時間を定めた当たつては、労働者の意思を尊重するよう努めなければならない。

第十二条の六 使用者は、法第三十二条の二、第三十二条の四又は第三十二条の五の規定により労働者に労働させる場合には、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるような配慮をしなければならない。

第十三条 法第三十三条第一項本文の規定による許可是、所轄労働基準監督署長から受け、同条同項但書の規定による届出は、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

前項の許可又は届出は、様式第六号によるものとする。

第十四条 法第三十三条第二項の規定による命令は、様式第七号による文書で所轄労働基準監督署長がこれを行う。

第十五条 使用者は、法第三十四条第二項ただし書の協定をする場合には、一齊に休憩を与えない労働者の範囲及び当該労働者に対する休憩の与え方について、協定しなければならない。

前項の規定は、労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議について準用する。

法第三十六条第一項の規定による届出は、様式第九号（同条第五項に規定する事項に関する定めをする場合にあっては、様式第九号の二）により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

前項の規定にかかわらず、法第三十六条第一項に規定する業務についての同条第一項の規定による届出は、様式第九号の三により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

法第三十六条第一項の規定による届出は、様式第九号（同条第五項に規定する事項に関する定めをする場合にあっては、様式第九号の二）により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

前項の規定によつて、前二項の届出に代えることができる。

第十七条 法第三十六条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第四号から第七号までの事項については、同条第一項の協定に同条第五項に規定する事項に関する定めをしない場合においては、この限りでない。

一 法第三十六条第一項の協定（労働協約による場合を除く。）の有効期間の定め

二 法第三十六条第二項第四号の一年の起算日

三 法第三十六条第六項第二号及び第三号に定める要件を満たすこと。

四 法第三十六条第三項の限度時間（以下この項において「限度時間」という。）を超えて労働することができる場合

五 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置

六 限度時間を超えた労働に係る割増賃金の率

七 限度時間を超えて労働させる場合における手続

使用者は、前項第五号に掲げる措置の実施状況に関する記録を同項第一号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存しなければならない。

前項の規定は、労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議について準用する。

使用者は、前項第五号に掲げる措置の実施状況に関する記録を同項第一号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存しなければならない。

第十八条 法第三十六条第六項第一号の厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務は、次に掲げるものとする。

一 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

二 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

三 ラジウム放射線、エソクス線その他の有害放射線にさらされる業務

四 土石、獣毛等のじんあるいは粉末を著しく飛散する場所における業務

五 異常気圧下における業務

六 削岩機、鉛打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務

七 重量物の取扱い等重激なる業務

八 ポイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務

九 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務

十 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務

第十九条 法第三十七条第一項の規定による通常の労働時間又は通常の労働日の賃金の計算額は、次の各号の金額に法第三十三条若しくは法第三十六条第一項の規定によつて延長した労働時間数若しくは休日の労働時間数又は午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの労働時間数を乗じた金額とする。

一 時間によつて定められた賃金については、その金額

二 日によつて定められた賃金については、その金額を一日の所定労働時間数（日によつて所定労働時間数が異なる場合には、一週間における一日平均所定労働時間数）で除した金額

三 週によつて定められた賃金については、その金額を週における所定労働時間数（週によつて所定労働時間数が異なる場合には、四週間における一週平均所定労働時間数）で除した金額

四 月によつて定められた賃金については、その金額を月における所定労働時間数（月によつて所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一月平均所定労働時間数）で除した金額

五 月、週以外の一一定の期間によつて定められた賃金については、前各号に準じて算定した金額

六 出来高払制その他の請負制によつて定められた賃金については、その賃金算定期間（賃金締切日がある場合には、賃金締切期間、以下同じ）において出来高払制その他の請負制によつて計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における、総労働時間数で除した金額

七 労働者の受けた賃金が前各号の二以上の賃金よりなる場合には、その部分について各号によつてそれぞれ算定した金額の合計額

八 休日手当その他前項各号に含まれない賃金は、前項の計算においては、これを月によつて定められた賃金とみなす。

第十九条の二 使用者は、法第三十七条第三項の協定（労使委員会の決議、労働時間等設定改善委員会の決議及び労働時間等設定改善法第七条の二に規定する労働時間等設定改善企業委員会の決議を含む。）をする場合には、次に掲げる事項について、協定しなければならない。

一 法第三十七条第三項の休暇（以下「代替休暇」という。）として与えることができる時間の時間数の算定方法

二 代替休暇の単位（一日又は半日（代替休暇以外の通常の労働時間の賃金が支払われる休暇と合わせて与えることができる旨を定めた場合においては、当該休暇と合わせた一日又は半日を含む。）とする。）

三 代替休暇を与えることができる期間（法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定によつて延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた当該一箇月の末日の翌日から二箇月以内とする。）

前項第一号の算定方法は、法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定によつて一箇月について六十時間を超えて延長して労働させた時間の時間数に、労働者が代替休暇を取得しなかつた場合に当該時間の労働について法第三十七条第一項の規定により支払うこととされている割増賃金の率と、労働者が代替休暇を取得した場合に当該時間の労働について同項本文の規定により支払うこととされている割増賃金の率との差に相当する率（次項において「換算率」という。）を乗じるものとする。

法第三十七条第三項の厚生労働省令で定める時間は、取得した代替休暇の時間数を換算率で除して得た時間数の時間とする。

第二十条 法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定によつて延長した労働時間が午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合は、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者はその時間の労働については、第十九条第一項各号の金額にその労働時間数を乗じた金額の五割以上（その時間の労働のうち、一箇月について六十時間を超える労働時間の延長に係るものについては、七割五分以上）の率で計算した割増賃金を支払わなければならぬ。

法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定による休日の労働時間が午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合は、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者はその時間の労働については、前条第一項各号の金額にその労働時間数を乗じた金額の六割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

第二十一条 法第三十七条第五項の規定によつて、家族手当及び通勤手当のほか、次に掲げる賃金は、同条第一項及び第四項の割増賃金の基礎となる賃金には算入しない。

一 別居手当

二 子女教育手当

三 住宅手当

四 臨時に支払われた賃金

五 一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金

第二十二条 削除

使用者は、宿直又は日直の勤務で断続的な業務について、様式第十号によつて、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合は、これに従事する労働者を、法第三十二条の規定にかかる労働時間とみなす。

第二十三条 使用者が一団として入坑及び出坑する労働者に関して、その入坑開始から入坑終了までの時間について様式第十一号によつて所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、法第三十八条第二項の規定の適用については、入坑終了から出坑終了までの時間を、その団に属する労働者の労働時間とみなす。

第二十四条の二 法第三十八条の二第一項の規定は、法第四章の労働時間に関する規定の適用に係る労働時間の算定について適用する。

法第三十八条の二第二項の協定（労働協約による場合を除き、労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）には、有効期間の定めをするものとする。

法第三十八条の二第三項の規定による届出は、様式第十二号により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。ただし、同条第二項の協定で定める時間が法第三十二条又は第四十条に規定する労働時間以下である場合には、当該協定を届け出ることを要しない。

使用者は、法第三十八条の二第二項の協定の内容を法第三十六条第一項の規定による届出（労使委員会の決議の届出及び労働時間等設定改善委員会の決議の届出を除く。）に付記して所轄労働基準監督署長に届け出ることによつて、前項の届出に代えることができる。

第二十四条の二の二 法第三十八条の三第一項の規定は、法第四章の労働時間に関する規定の適用に係る労働時間の算定について適用する。

法第三十八条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 新商品若しくは新技術の研究開発又は人文科学若しくは自然科学に関する研究の業務

二 情報処理システム（電子計算機を使用して行う情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系であつてプログラムの設計の基本となるものをいう。）の分析又は設計の業務

三 新聞若しくは出版の事業における記事の取材若しくは編集の業務又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二条）第二条第二十八号に規定する放送番組（以下「放送番組」という。）の制作のための取材若しくは編集の業務

四 衣服、室内装飾、工業製品、広告等の新たなデザインの考案の業務

五 放送番組、映画等の制作の事業におけるプロデューサー又はディレクターの業務

六 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務

第二十五条 法第三十八条の三第一項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第三十八条の三第一項に規定する協定（労働協約による場合を除き、労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）の有効期間の定め

二 使用者は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。

イ 法第三十八条の三第一項第四号に規定する労働者の労働時間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置として講じた措置

ロ 法第三十八条の三第一項第五号に規定する労働者からの苦情の処理に関する措置として講じた措置

第二十六条 法第三十八条の三第二項において準用する法第三十八条の二第三項の規定による届出は、様式第十三号により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

第二十四条の二の三 法第三十八条の四第一項の規定による届出は、様式第十三号の二により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

第二十七条 法第三十八条の四第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第三十八条の四第一項に規定する労働時間の有効期間の定め

二 使用者は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。

イ 法第三十八条の四第一項第四号に規定する労働者の労働時間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置として講じた措置

ロ 法第三十八条の四第一項第五号に規定する労働者からの苦情の処理に関する措置として講じた措置

ハ 法第三十八条の四第一項第六号の同意

第二十四条の二の四 法第三十八条の四第二項第一号の規定による指名は、法第四十一条第一号に規定する監督又は管理の地位にある者以外の者について行わなければならない。

法第三十八条の四第二項第二号の規定による議事録の作成及び保存については、使用者は、労使委員会の開催の都度その議事録を作成して、これをその開催の日（法第三十八条の四第一項に

週所定年間の所定労働日	雇入れの日から起算した継続勤務期間	週労働日数	月数	四日	四日	三日	二日	一日
日まで	四十日から七十二日	日数	六箇月	十六日まで	百六十九日から二百一十三日	五百日	五日	一日
日まで	百二十一日から百二十六日	日数	一年六箇月	十八日まで	百六十九日から二百一十三日	八日	六日	二日
日まで	七十三日から百二十三日	日数	二年六箇月	九日	九日	九日	四日	二日
日まで	四十八日から七十二日	日数	三年六箇月	十日	十二日	十日	四日	二日
日まで	四十八日から七十二日	日数	四年六箇月	十一日	十三日	十一日	六日	三日
日まで	四十八日から七十二日	日数	五年六箇月	十五日	十五日	十一日	七日	三日

規定する決議及び労使委員会の決議並びに第二十五条の二に規定する労使委員会における委員の五分の四以上の多数による議決による決議が行われた会議の議事録があつては、当該決議に係る書面の完結の日（第五十六条第一項第五号の完結の日をいう。）から起算して五年間保存しなければならない。

法第三十八条の四第二項第二号の規定による議事録の周知については、使用者は、労使委員会の議事録を、次に掲げるいずれかの方法によつて、当該事業場の労働者に周知させなければならぬ。

一 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること。

二 書面を労働者に交付すること。

三 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

法第三十八条の四第二項第三号の厚生労働省令で定める要件は、労使委員会の招集、定足数、議事その他労使委員会の運営について必要な事項にに関する規程が定められていることとする。

使用者は、前項の規程の作成又は変更については、労使委員会の同意を得なければならない。

使用者は、労働者が労使委員会の委員であること若しくは労使委員会の委員にならうとしたことは労使委員会の委員として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようになければならない。

第二十四条の二の五 法第三十八条の第四項の規定による報告は、同条第一項第四号に規定する労働者の労働時間は、同条第一項に規定する決議が行われた日から起算して六箇月以内に一回、及びその後一年以内ごとに一回、様式第十三号の四により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

法第三十九条の四第四項の規定による報告は、同条第一項第四号に規定する労働者の労働時間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況について行うものとする。

第二十四条の三 法第三十九条第三項の厚生労働省令で定める時間は、三十時間とする。

法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数は、五・二日とする。

法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数と当該労働者の一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して厚生労働省令で定める日数は、同項第一号に掲げる労働者があつては次の表の上欄の週所定労働日数と区分に応じて、それぞれ同表の下欄に雇入れの日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数とする。

法第三十九条第三項第一号の厚生労働省令で定める日数は、四日とする。

第二十四条の四 法第三十九条第四項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 時間を単位として与えることができることとされる有給休暇一日の時間数（一日の所定労働時間数。次号において同じ。）を下回らないものとする。

二 一時間以外の時間を単位として有給休暇を与えることとする場合には、その時間数（一日の所定労働時間数に満たないものとする。）

第二十四条の五 使用者は、法第三十九条第七項ただし書の規定により同条第一項から第三項までの規定による十労働日以上の有給休暇を与えることとしたときは、当該有給休暇の日数のうち五日については、基準日（同条第七項の基準日をいう。以下この条において同じ。）より前の日であつて、十労働日以上の有給休暇を与えることとした日（以下この条及び第二十四条の七において「第一基準日」という。）から一年以内の期間に、その時季を定めることにより与えるべきである。

前項の規定にかかわらず、使用者が法第三十九条第一項から第三項までの規定による十労働日以上の有給休暇を基準日又は第一基準日に与えることとし、かつ、当該基準日又は第一基準日から一年以内の特定の日（以下この条及び第二十四条の七において「第二基準日」という。）に新たに十労働日以上の有給休暇を与えることとしたときは、履行期間（基準日又は第一基準日を始期として、第二基準日から一年を経過する日を終期とする期間をいう。以下この条において同じ。）の月数を十二で除した数に五を乗じた日数について、当該履行期間中に、その時季を定めることにより与えることができる。

第一項の期間又は前項の履行期間が経過した場合においては、その経過した日から一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日を基準日とみなして法第三十九条第七項本文の規定を適用する。

使用者が法第三十九条第一項から第三項までの規定による有給休暇のうち十労働日未満の日数について基準日以前の日（以下この項において「特定日」という。）に与えることとした場合において、特定日が複数あるときは、当該十労働日未満の日数が合わせて十労働日以上になる日までの間の特定日のうち最も遅い日を第一基準日とみなして前三項の規定を適用する。この場合において、第一基準日とみなされた日より前に、同条第五項又は第六項の規定により与えた有給休暇の日数分については、時季を定めることにより与えることを要しない。

第二十四条の六 使用者は、法第三十九条第七項の規定により労働者に有給休暇を時季を定めることににより与えるに当たつては、あらかじめ、同項の規定により当該有給休暇を与えることを当該労働者に明らかにした上で、その時季について当該労働者の意見を聽かなければならない。

使用者は、前項の規定により聴取した意見を尊重するよう努めなければならない。

第二十四条の七 使用者は、法第三十九条第五項から第七項までの規定により有給休暇を与えたときは、時季、日数及び基準日（第一基準日及び第二基準日を含む。）を労働者ごとに明らかにした書類（第五十五条の二及び第五十六条第三項において「年次有給休暇管理簿」という。）を作成し、当該有給休暇を与えた期間中及び当該期間の満了後五年間保存しなければならない。

第二十五条 法第三十九条第九項の規定による所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金は、次に定める方法によつて算定した額とする。

一 時間によつて定められた賃金については、その金額にその日の所定労働時間数を乗じた金額

二 日によつて定められた賃金については、その金額をその月の所定労働日数で除した金額

三 週によつて定められた賃金については、その金額をその週の所定労働日数で除した金額

四 月によつて定められた賃金については、その金額をその月の所定労働時間数を乗じた金額

五 月、週以外の一定の期間によつて定められた賃金については、前各号に準じて算定した金額

出来高払制その他の請負制によつて定められた賃金については、その賃金算定期間（当該期間前に

おいて出来高払制その他の請負制によつて計算された賃金が支払われた最後の賃金算定期間（以下同じ。）において出来高払制その他の請負制によつて計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における総労働時間数で除した金額に、当該賃金算定期間における一日平均所定労働時間数を乗じた金額

七 労働者の受けた賃金が前各号の二以上の賃金となる場合には、その部分について各号によつてそれぞれ算定した金額の合計額

法第三十九条第九項本文の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の賃金は、平均賃金又は前項の規定により算定した金額をその日の所定労働時間数で除して得た額の賃金とする。

法第三十九条第九項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第一項に規定する標準報酬月額の三十分の一に相当する金額（その金額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をその日の所定労働時間数で除して得た金額とする。

第二十五条の二 使用者は、法別表第一第八号、第十号（映画の製作の事業を除く。）、第十三号及び第十四号に掲げる事業のうち當時十人未満の労働者を使用するものについては、法第三十二条の規定にかかわらず、一週間にについて四十四時間、一日について八時間まで労働させることができる。

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定（労使委員会における委員の五分の四以上の多数による決議及び労働時間等設定改善法第七条の労働時間等設定改善委員会における委員の五分の四以上の多数による決議を含む。以下この条において同じ。）により、又は就業規則その他これに準ずるものにより、一箇月以内の期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十四時間を超えない定めをした場合においては、前項に規定する事業については同項の規定にかかわらず、その定めにより、特定された週において四十四時間又は特定された日において八時間を超えて、労働させることができる。

使用者は、就業規則その他これに準ずるものにより、その労働者に係る始業及び終業の時刻をその労働者の決定にゆだねることとした労働者については、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは、その協定で第二号の清算期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十四時間を超えない範囲内において、第一項に規定する事業については同項の規定にかかわらず、一週間ににおいて四十四時間又は一日において八時間を超えて、労働させることができる。

一 この項の規定による労働時間により労働させることとされる労働者の範囲

二 清算期間（その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十四時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月以内の期間に限るものとする。次号において同じ。）

三 清算期間における総労働時間

時刻

六 労働者がその選択により労働することができる時間帯に制限を設ける場合には、その時間帯

の開始及び終了の時刻

第一項に規定する事業については、法第三十二条の三第一項（同項第二号の清算期間が一箇月を超えるものである場合に限る。）、第三十二条の四又は第三十二条の五の規定により労働者に労働させる場合には、前三項の規定は適用しない。

第二十五条の三 第六条の二第一項の規定は前条第二項及び第三項に規定する労働者の過半数を代表する者について、第六条の二第三項及び第四項の規定は前条第二項及び第三項の使用者について、第十二条及び第十二条の二第一項の規定は前条第二項及び第三項による定めについて、第十

二条の二の二第一項の規定は前条第二項の協定について、第十二条の六の規定は前条第二項の使用者について準用する。

使用者は、様式第三号の二により、前条第二項の協定を所轄労働基準監督署長に届け出るものとする。

第二十六条 使用者は、法別表第一第四号に掲げる事業において列車、気動車又は電車に乗務する労働者で予備の勤務に就くものについては、一箇月以内の一定の期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない限りにおいて、法第三十二条の二第一項の規定にかかわらず、一週間にについて四十時間、一日について八時間を超えて労働させることができる。

第二十七条から第三十三条まで 削除

第三十一条 法別表第一第四号、第八号、第十号、第十一号、第十三号及び第十四号に掲げる事業並びに官公署の事業（同表に掲げる事業を除く。）については、法第三十四条第二項の規定は、適用しない。

第三十二条 使用者は、法別表第一第四号に掲げる事業又は郵便若しくは信書便の事業に使用される労働者のうち列車、気動車、電車、自動車、船舶又は航空機に乗務する機関手、運転手、操縦士、車掌、列車掛、荷扱手、列車手、給仕、暖冷房乗務員及び電源乗務員（以下単に「乗務員」という。）で長距離にわたり継続して乗務するもの並びに同表第十一号に掲げる事業に使用される労働者で屋内勤務者三十人未満の日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うものに限る。）において郵便の業務に從事するものについては、法第三十四条の規定にかかわらず、休憩時間を与えないことができる。

使用者は、乗務員で前項の規定に該当しないものについては、その者の従事する業務の性質上、休憩時間を与えることができないと認められる場合において、その勤務中における停車時間、折返しによる待合せ時間その他の時間の合計が法第三十四条第一項に規定する休憩時間に相当するときは、同条の規定にかかわらず、休憩時間を与えないことができる。

第三十三条 法第三十四条第三項の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。

一 警察官、消防吏員、常勤の消防団員、准救急隊員及び児童自立支援施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者

二 乳児院、児童養護施設及び障害児入所施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業に使用される労働者のうち、家庭的保育者（同条第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下この号において同じ。）として保育を行ふ者（同一の居宅において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が同時に保育を行ふ場合を除く。）

前項第二号に掲げる労働者を使用する使用者は、その員数、収容する児童数及び勤務の態様について、様式第十三号の五によつて、予め所轄労働基準監督署長の許可を受けなければならない。

第三十四条 法第四十一条第三号の規定による許可は、従事する労働の態様及び員数について、様式第十四号によつて、所轄労働基準監督署長より、これを受けなければならぬ。

第三十四条の二 法第四十一条の二第一項の規定による届出は、様式第十四号の二により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

法第四十一条の二第一項各号列記以外の部分に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を明らかにした書面に対象労働者（同項に規定する「対象労働者」）をいう。以下同じ。の署名を受け、当該書面の交付を受ける方法（当該対象労働者が希望した場合にあつては、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を受ける方法）とする。

対象労働者が法第四十一条の二第一項の同意をした場合には、同項の規定により、法第四章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定が適用されないこととなる旨

二 法第四十一条の二第一項の同意の対象となる期間

三 前号の期間中に支払われると見込まれる賃金の額

法第四十一条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務に従事する時間に使用者から具体的な指示（業務量に比して著しく短い期限の設定その他の実質的に当該業務に従事する時間に関する指示と認められるものを含む。）を受けて行うものを除く。）とする。

- 一 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
- 二 資産運用（指図を含む。以下この号において同じ。）の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務
- 三 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務
- 四 顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務
- 五 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務

法第四十一条の二第一項第二号イの厚生労働省令で定める方法は、使用者が、次に掲げる事項を明らかにした書面に対象労働者の署名を受け、当該書面の交付を受ける方法（当該対象労働者が希望した場合にあつては、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を受ける方法）とする。

- 一 業務の内容
- 二 責任の程度
- 三 職務において求められる成果その他の職務を遂行するに当たつて求められる水準
- 四 法第四十一条の二第一項第二号ロの基準年間平均給与額は、厚生労働省において作成する毎月勤労統計（以下「毎月勤労統計」という。）における毎月きまつて支給する給与の額の一月分から十二月分までの各月分の合計額とする。
- 五 法第四十一条の二第一項第二号ロの厚生労働省令で定める額は、千七十五万円とする。
- 六 法第四十一条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める労働時間以外の時間は、休憩時間その他対象労働者が労働していない時間とする。
- 七 法第四十一条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める方法は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法とする。ただし、事業場外において労働した場合であつて、やむを得ない理由があるときは、自己申告によることができる。
- 八 法第四十一条の二第二項第五号イの厚生労働省令で定める時間は、十一時間とする。
- 九 法第四十一条の二第一項第五号イの厚生労働省令で定める回数は、四回とする。
- 一〇 法第四十一条の二第一項第五号ロの厚生労働省令で定める時間は、一週間当たりの健康管理時間（同項第三号に規定する健康管理時間をいう。以下この条及び次条において同じ。）が四十時間を超えた場合におけるその超えた時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
- 一一 箇月百時間
- 一二 三箇月二百四十時間
- 一三 法第四十一条の二第一項第五号ニの厚生労働省令で定める要件は、一週間当たりの健康管理時間が四十時間を超えた場合におけるその超えた時間が一箇月当たり八十時間を超えたこと又は対象労働者からの申出があつたこととする。
- 一四 法第四十一条の二第一項第五号ニの厚生労働省令で定める項目は、次に掲げるものとする。
- 一五 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第八号から第十一号までに掲げる項目（同項第三号に掲げる項目にあつては、視力及び聴力の検査を除く。）
- 一六 労働安全衛生規則第五十二条の四各号に掲げる事項の確認

法第四十一条の二第一項第六号の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 法第四十一条の二第一項第五号イから三までに掲げるいずれかの措置であつて、同項の決議により就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が講ずることとした措置以外のもの
- 二 健康管理時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいい、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の八の四第一項の規定による面接指導を除く。）を行うこと。
- 三 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
- 四 対象労働者的心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
- 五 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
- 六 産業医等による助言若しくは指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。
- 七 法第四十一条の二第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項に限り更新されない旨
- 八 法第四十一条の二第一項に規定する委員会の開催頻度及び開催時期
- 九 常時五十人未満の労働者を使用する事業場である場合には、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師を選任すること。
- 一〇 使用者は、イからチまでに掲げる事項に関する対象労働者ごとの記録及びリに掲げる事項に関する記録を第一号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。
- 一一 法第四十一条の二第一項の規定による同意及びその撤回
- 一二 法第四十一条の二第一項第二号イの合意に基づき定められた職務の内容
- 一三 健康管理時間の状況
- 一四 法第四十一条の二第一項第二号ロの支払われる賃金の額
- 一五 法第四十一条の二第一項第四号に規定する措置の実施状況
- 一六 法第四十一条の二第一項第五号に規定する措置の実施状況
- 一七 法第四十一条の二第一項第六号に規定する措置の実施状況
- 一八 法第四十一条の二第一項第八号に規定する措置の実施状況
- 一九 前号の規定による医師の選任
- 二〇 法第四十一条の二第一項第五号の規定による報告は、同条第一項の決議が行われた日から起算して六箇月以内ごとに、様式第十四号の三により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。
- 二一 法第四十一条の二第二項の規定による報告は、健康管理時間の状況並びに同条第一項第四号に規定する措置、同項第五号に規定する措置及び同項第六号に規定する措置の実施状況について行うものとする。
- 二二 第二十四条の二の四の規定は、法第四十一条の二第一項の委員会について準用する。
- 二三 第三十四条の二の四 法第六十条第三項第一号の厚生労働省令で定める時間は、四十八時間とする。
- 二四 第三十四条の二の五 法第七十七条の規定による許可を受けた使用者が行う職業訓練を受けた労働者（以下「訓練生」という。）に係る労働契約の期間は、当該訓練生が受けた職業訓練の訓練課程に応じ職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第十条第一項第四号、第十二条第一項第四号又は第十四条第一項第四号の訓練期間（同規則第二十一条又は職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「昭和五十三年改

正訓練規則」という。)附則第二条第二項の規定により訓練期間を短縮する場合においてはその短縮した期間を控除した期間とする。)の範囲内で定めることができる。この場合、当該事業場において定められた訓練期間を超えてはならない。

第三十四条の三 使用者は、訓練生に技能を習得させるために必要がある場合においては、満十八才に満たない訓練生を法第六十二条の危険有害業務に就かせ、又は満十六才以上の男性である訓練生を坑内労働に就かせることができる。

使用者は、前項の規定により訓練生を危険有害業務又は坑内労働に就かせる場合においては、満十八歳を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第一項の危険有害業務及び坑内労働の範囲並びに前項の規定により使用者が講すべき措置の基準は、別表第一に定めるところによる。

第三十四条の四 法第七十一条の規定による許可は、様式第十四号の四の職業訓練に関する特例許可申請書により、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長から受けなければならない。

第三十四条の五 都道府県労働局長は、前条の申請について許可をしたとき、若しくは許可をしないとき、又は許可を取り消したときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第三十五条 法第七十五条第二項の規定による業務上の疾病は、別表第一の二に掲げる疾病とする。

第三十六条 法第七十五条第二項の規定による療養の範囲は、次に掲げるものにして、療養上相当と認められるものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

第三十七条 労働者が就業中又は事業場若しくは事業の附属建設物内で負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合には、使用者は、遅滞なく医師に診断させなければならない。

第三十七条の二 使用者は、労働者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、休業補償を行わなくてよい。

一 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院に収容され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は壳春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

第三十八条 労働者が業務上負傷し又は疾病にかかるため、所定労働時間の一部分のみ労働した場合においては、使用者は、平均賃金と当該労働に対しても支払われる賃金との差額の百分の六十の額を休業補償として支払わなければならない。

第三十八条の二 法第七十六条第二項の常時百人未満の労働者を使用する事業場は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間ににおいては、当該四月一日前一年間に使用した延労働者数を当該一年間の所定労働日数で除した労働者数が百人未満である事業場とする。

第三十八条の三 法第七十六条第二項の規定による同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金は、第二十五条第一項に規定する方法に準じて所定した金額とする。

第三十八条の四 常時百人以上の労働者を使用する事業場において業務上負傷し、又は疾病にかかる労働者と同一職種の同一条件の労働者がいない場合における当該労働者の休業補償の額の改訂は、当該事業場の全労働者に對して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の四半期ごとの平均給与額を基礎として行うものとする。

第三十八条の五 法第七十六条第二項後段の規定による改訂後の休業補償の額の改訂は、改訂の基礎となつた四半期の平均給与額を基礎として行うものとする。

第三十八条の六 法第七十六条第二項及び第三項の規定により、四半期ごとに平均給与額の上昇又は低下した比率を算出する場合において、その率に百分の一に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

第三十八条の七 常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償については、毎月勤労統計における各産業の毎月きまつて支給する給与の四半期ごとの平均給与額のその四半期の前ににおける四半期ごとの平均給与額に対する比率に基づき、当該休業補償の額の算定にあたり平均賃金の百分の六十(当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあつては、当該改訂に係る休業補償の額)に乘すべき率を告示するものとする。

第三十八条の八 常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定については、平均賃金の百分の六十(当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあつては、当該改訂に係る休業補償の額)にあつては、当該改訂に係る休業補償の額)に告示で定める率を乗ずるものとする。

第三十八条の九 前二条の告示は、四半期ごとに行うものとする。

第三十八条の十 休業補償の額の改訂について、第三十八条の四、第三十八条の五、第三十八条の七及び第三十八条の八の規定により難い場合は、厚生労働大臣の定めるところによるものとする。

第三十九条 療養補償及び休業補償は、毎月一回以上、これを行わなければならぬ。

第四十条 障害補償を行ふべき身体障害の等級は、別表第二による。

していた者とし、その順位は、前段に掲げる順序による。この場合において、父母については、**養父母を先にし実父母を後にする。**

第四十三条 前条の規定に該当する者がない場合においては、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で前条第二項の規定に該当しないもの並びに労働者の兄弟姉妹とし、その順位は、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序により、兄弟姉妹については、労働者の死亡当時にその収入によって生計を維持していた者又は労働者の死亡当時その者と生計を一にしていた者を先にする。

第四十四条 遺族補償を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、遺族補償は、その人数によつて等分するものとする。

第四十五条 遺族補償を受けるべきであつた者が死亡した場合には、その者にかかる遺族補償を受ける権利は、消滅する。

前項の場合には、使用者は、前三条の規定による順位の者よりその死亡者を除いて、遺族補償を行わなければならない。

第四十六条 使用者は、法第八十二条の規定によつて分割補償を開始した後、補償を受けるべき者の同意を得た場合には、別表第三によつて残余の補償金額を一時に支払うことができる。

第四十七条 障害補償は、労働者の負傷又は疾病がなおつた後身体障害の等級が決定した日から七日以内にこれを行わなければならない。

遺族補償及び葬祭料は、労働者の死亡後遺族補償及び葬祭料を受けるべき者が決定した日から七日以内にこれを行い又は支払わなければならない。

第二回以後の分割補償は、毎年、第一回の分割補償を行つた月に応当する月に行わなければならない。

第四十八条 災害補償を行う場合には、死傷の原因たる事故発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日を、平均賃金を算定すべき事由の発生した日とする。

第四十八条の二 法第八十七条第一項の厚生労働省令で定める事業は、法別表第一第一第三号に掲げる事業とする。

第四十九条 使用者は、常時十人以上の労働者を使用するに至つた場合においては、遅滞なく、法第八十九条の規定による就業規則の届出を所轄労働基準監督署長にしなければならない。

第五十条の二 法第九十六条の二第一項の厚生労働省令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業は、次に掲げる事業とする。

一 使用する原動機の定格出力の合計が二・二キロワット以上である法別表第一第一一号から第三号までに掲げる事業

ハ 木材の切削加工の業務

ニ 製綿、打綿、麻のりう解、起毛又は反毛の業務

三 主として次に掲げる業務を行なう事業

イ プレス機械又はシャーによる加工の業務

ロ 金属の切削又は乾燥炉までの業務

四 別表第四に掲げる業務

ロ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第三号に規定する機械集四その他厚生労働大臣の指定するもの

第**五十二条** 法第一百一条第二項の規定によつて、労働基準監督官の携帯すべき証票は、様式第十八号に定めるところによる。

第五十二条の二 法第一百六条第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること。

二 書面を労働者に交付すること。

三 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は第二十四条の二の四第三項第三号に規定する電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第五十三条 法第七十七条第一項の労働者名簿（様式第十九号）に記入しなければならない事項は、同条同項に規定するものほか、次に掲げるものとする。

- 一 性別
- 二 住所
- 三 従事する業務の種類
- 四 雇入の年月日
- 五 退職の年月日及びその事由（退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。）
- 六 死亡の年月日及びその原因

常時三十人未満の労働者を使用する事業においては、前項第三号に掲げる事項を記入することを要しない。

第五十四条 使用者は、法第一百八条の規定によつて、次に掲げる事項を労働者各人別に賃金台帳に記入しなければならない。

一 氏名

二 性別

三 賃金計算期間

四 労働日数

五 労働時間数

六 法第三十三条若しくは法第三十六条第一項の規定によつて労働時間を延長し、若しくは休日に労働させた場合又は午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に労働させた場合は、その延長時間数、休日労働時間数及び深夜労働時間数

七 基本給、手当その他の賃金の種類毎にその額

八 法第二十四条第一項の規定によつて賃金の一部を控除した場合には、その額

第一項第七号の賃金の種類中に通貨以外のもので支払われる賃金がある場合には、その評価総額を記入しなければならない。

前項第六号の労働時間数は当該事業場の就業規則において法の規定に異なる所定労働時間又は休日の定をした場合には、その就業規則に基いて算定する労働時間数を以てこれに代えることができる。

第一項第七号の賃金の種類中に通貨以外のもので支払われる賃金がある場合には、その評価総額を記入しなければならない。

第五十五条 法第八十条の規定による賃金台帳は、常時使用される労働者（一箇月を超えて引続き日々雇い入れられる者（一箇月を超えて引続き使用される者を除く。）については、第一項第三号は記入するを要しない。

法第四十一条各号のいずれかに該当する労働者及び法第四十一条の二第一項の規定により労働させる労働者については第一項第五号及び第六号は、これを記入することを要しない。

第五十五条の二 使用者は、年次有給休暇管理簿、第五十三条による労働者名簿又は第五十五条による賃金台帳をあわせて調製することができる。

第五十六条 法第一百九条の規定による記録を保存すべき期間の計算についての起算日は次のとおりとする。

一 労働者名簿については、労働者の死亡、退職又は解雇の日

二 賃金台帳については、最後の記入をした日

三 扱入れ又は退職に関する書類については、労働者の退職又は死亡の日

四 災害補償に関する書類については、災害補償を終わった日

五 賃金その他労働関係に関する重要な書類については、その完結の日

前項の規定にかかわらず、賃金台帳又は賃金その他労働関係に関する重要な書類を保存すべき期間の計算については、当該記録に係る賃金の支払期日が同項第二号又は第五号に掲げる日より遅い場合には、当該支払期日を起算日とする。

前項の規定は、第二十四条の二の二第三項第二号イ及び第二十四条の二の三第三項第二号イに規定する労働者の労働時間の状況に関する労働者ごとの記録、第二十四条の二の四第二項（第三十四条の二の三において準用する場合を含む。）に規定する議事録、年次有給休暇管理簿並びに第三十四条の二第五十五項第四号イからへまでに掲げる事項に関する対象労働者ごとの記録について準用する。

第五十七条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、遅滞なく、第一号については様式第二十三号の二により、第二号については労働安全衛生規則様式第二十二号により、第三号については同令様式第二十三号により、それぞれの事実を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一 事業を開始した場合

二 事業の附属寄宿舎において火災若しくは爆発又は倒壊の事故が発生した場合

三 労働者が事業の附属寄宿舎内で負傷し、窒息し、又は急性中毒にかかり、死亡し又は休業した場合

前項第三号に掲げる場合において、休業の日数が四日に満たないときは、使用者は、同項の規定にかかわらず、労働安全衛生規則様式第二十四号により、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実を毎年各の期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

法第十八条第一項の規定により届け出た協定に基づき労働者の預金の受入れをする使用者は、毎年、三月三十一日以前一年間における預金の管理の状況を、四月三十日までに、様式第二十四号により、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

第五十八条 行政官庁は、法第一百四条の二第一項の規定により、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずるときは、次の事項を通知するものとする。

一 報告をさせ、又は出頭を命ずる理由

二 出頭を命ずる場合には、聴取しようとする事項

第五十九条 法及びこれに基く命令に定める許可、認可、認定又は指定の申請書は、各々二通これ

を提出しなければならない。
使用者は、法及びこれに基く命令に定める許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告に用いるべき様式その他の必要な書類に氏名を記載し、行政官庁に提出しなければならない。
法及びこれに基く命令の規定により、使用者が行政官庁に対して行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告（以下この項及び次条において「届出等」という。）について、当該使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。次条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該届出等を行う場合には、前項の規定による氏名の記載につい

ては、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録に記録することをもつて代えることができる。

第五十九条の三 届出等について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等」という。）が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該届出等を使用者に代わって行う場合には、当該社会保険労務士等が当該使用者の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該届出等と併せて送信しなければならない。

附 则 抄

第六十条 この省令は昭和二十二年九月一日から、これを施行する。

第六十三条 工場法又は鉱業法に基いて調製した従前の様式による名簿を使用する使用者は、新たに名簿を調製するまでこれを第五十三条の労働者名簿に代えることができる。

第六十五条 積雪の度が著しく高い地域として厚生労働大臣が指定する地域に所在する事業場において、冬季に当該地域における事業活動の縮小を余儀なくされる事業として厚生労働大臣が指定する事業に従事する労働者であつて、屋外で作業を行う必要がある業務であつて業務の性質上冬季に労働者が従事することが困難であるものとして厚生労働大臣が指定する業務に従事するものについては、第十二条の四第四項の規定にかかわらず、当分の間、法第三十二条の四第三項の厚生労働省令で定める一日の労働時間の限度は五十二時間とする。

第六十六条 一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下この条及び第六十九条第二項において同じ。）における四輪以上の自動車（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供せられる自動車であつて、当該自動車による運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。）の運転の業務に従事する労働者であつて、次の各号のいずれにも該当する業務に従事するものについての法第三十二条の四第三項の厚生労働省令で定める一日の労働時間の限度は、第十二条の四第四項の規定にかかわらず、当分の間、十六時間とする。

一 当該業務に従事する労働者の労働時間（法第三十三条又は第三十六条第一項の規定により使用者が労働時間を延長した場合においては当該労働時間を、休日に労働させた場合においては当該休日に労働させた時間を含む。以下この号において同じ。）の終了から次の労働時間の開始までの期間が継続して二十時間以上ある業務であること。

二 始業及び終業の時刻が同一の日に属しない業務であること。
第六十六条の二 第二十四条の二の五第一項の規定の適用については、当分の間、同条同項中「六箇月以内に一回、及びその後一年以内ごとに一回」とあるのは「六箇月以内ごとに一回」とす る。

第六十七条 法第一百三十三条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

第六十六条の二 第二十四条の二の五第一項の規定の適用については、当分の間、同条同項中「六箇月以内に一回、及びその後一年以内ごとに一回」とあるのは「六箇月以内ごとに一回」とす る。

第六十九条 法第一百三十三条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者

二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次に掲げるいずれかの者を介護する労働者

イ 配偶者、父母若しくは子又は配偶者の父母

ロ 当該労働者が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹又は孫

法第二百三十三条の厚生労働省令で定める期間は、平成十一年四月一日から平成十四年三月三十日までの間とする。

第六十九条 法第二百三十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げるものとす る。

一 法別表第一第三号に掲げる事業

二 事業場の所属する企業の主たる事業が法別表第一第三号に掲げる事業である事業場における事業

三 工作物の建設の事業に関連する警備の事業（当該事業において労働者に交通誘導警備の業務を行わせる場合に限る。）

法第一百四十九条第一項の厚生労働省令で定める業務は、一般乗用旅客自動車運送事業の業務、貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）の業務、一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第三条第一号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）の業務、一般貸切旅客自動車運送事業（同号口に規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。）の業務その他四輪以上の自動車の運転の業務とする。

第六十九条の二 法第一百四十二条第一項の厚生労働省令で定める者は、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。次条第二項第二号において同じ。）若しくは診療所（同法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。次条第二項第二号において同じ。）において勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者を除く。）又は介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八条に規定する介護老人保健施設をいう。次条第二項第二号において同じ。）若しくは介護医療院（同法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。次条第二項第二号において同じ。）において勤務する医師（以下「特定医師」という。）をいう。

第六十九条の三 法第一百四十二条第一項（医療法第二百一十八条の規定により適用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により法第三十六条の規定を読み替えて適用する場合における第十七条の規定について、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。ただし、医療法第二百一十八条の規定により読み替えられた場合にあつては、同表第一項ただし書きの項中「法第一百四十二条第一項」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二百一十八条の規定により読み替えて適用する法第一百四十二条第一項」と、同表第一項第三号の項中「法第一百四十二条第一項」とあるのは「医療法第二百一十八条の規定により読み替えて適用する法第一百四十二条第三項」とする。

書き	第一項ただし書き	第一項ただし書き	第一項ただし書き	第一項ただし書き	第一項ただし書き	第一項ただし書き
第一項第四号	法第三十六条第六項第二項第四法第一百四十二条第一項第三項	法第三十六条第六項第二項第六法第一百四十二条第一項第三項	法第三十六条第六項第二項第六法第一百四十二条第一項第三項	法第三十六条第六項第二項第六法第一百四十二条第一項第三項	法第三十六条第六項第二項第六法第一百四十二条第一項第三項	法第三十六条第六項第二項第六法第一百四十二条第一項第三項
第一項第三号	度時間	第一項第三号	第一項第三号	第一項第三号	第一項第三号	第一項第三号
第一項第四号	法第三十六条第六項第二項第六法第一百四十二条第一項第三項	法第三十六条第六項第二項第六法第一百四十二条第一項第三項	法第三十六条第六項第二項第六法第一百四十二条第一項第三項	法第三十六条第六項第二項第六法第一百四十二条第一項第三項	法第三十六条第六項第二項第六法第一百四十二条第一項第三項	法第三十六条第六項第二項第六法第一百四十二条第一項第三項
第一項第四号	法第三十六条第六項第二項第六法第一百四十二条第一項第三項	法第三十六条第六項第二項第六法第一百四十二条第一項第三項	法第三十六条第六項第二項第六法第一百四十二条第一項第三項	法第三十六条第六項第二項第六法第一百四十二条第一項第三項	法第三十六条第六項第二項第六法第一百四十二条第一項第三項	法第三十六条第六項第二項第六法第一百四十二条第一項第三項

法第一百四十二条第一項の場合において、法第三十六条第一項の協定に、同条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対象期間における一日、一箇月及び一年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができるものとし、前項の規定により読み替えて適用する第十七条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

二 医療法第十条の規定により病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは当該診療所を管理させることとした者又は介護保険法第九十五条若しくは同法第二百九条の規定により介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が当該介護老人保健施設若しくは当該介護医療院を管理させることとした者（以下この項において「管理者」という。）に、一箇月について労働時間を延長して労働させることとして、前項の規定により読み替えて適用する第十七条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

三 特定医師に対して厚生労働大臣が定める要件に該当する面接指導を行わせること。

三 管理者に、前号の規定による面接指導（面接指導の対象となる特定医師の希望により、当該

管理者の指定した医師以外の医師が行つた面接指導であつて、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けたものを含む。）の結果に基づき、当該面接指導を受けた特定医師の健康を保持するため必要な措置について、当該面接指導を行われた後（当該管理者の指定した医師以外の医師が当該面接指導を行つた場合にあつては、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けた後）、遅滞なく、当該面接指導を行つた医師の意見を勘案し、その必要があると認めたときは、当該面接指導を受けた特定医師の実情を考慮して、遅滞なく、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じさせること。

四 管理者に、医療法第二百八条第六項の規定により、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間である特定医師に対して労働時間の短縮のために必要な措置を講じさせること。

五 管理者に、第二号の規定による面接指導を行つた医師の意見を勘案し、その必要があると認めるとときは、当該面接指導を受けた特定医師の受けた面接指導について、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

五 実施年月日

一 実施年月日

二 当該面接指導を受けた特定医師の氏名

三 当該面接指導を受けた特定医師の睡眠の状況

四 当該面接指導を受けた特定医師の疲労の蓄積の状況

五 前二号に掲げるもののほか、当該面接指導を受けた特定医師の心身の状況

六 第二項第二号から第五号までの事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合には、法第三十六条第一項の協定に定めないことができる。

一 第二項第二号から第四号までに掲げる事項、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることが見込まれない場合

二 第二項第五号に掲げる事項、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間となることが見込まれない場合

三 法第一百四十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十六条第三項の厚生労働省令で定める時間は、一箇月について四十五時間及び一年について三百六十時間（法第三十二条の四第二項第五号に掲げる事項、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間となることが見込まれない場合については、一箇月について四十二時間及び一年について三百二十時間）とする。

四 法第一百四十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十六条第六項の厚生労働省令で定める時間は、一箇月について三百六十時間（法第三十二条の四第二項第五号に掲げる事項、一箇月について三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間となることが見込まれない場合については、一箇月について四十二時間及び一年について三百二十時間）とする。

五 法第一百四十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十六条第六項の厚生労働省令で定める時間は、労働時間未満及び一年について九百六十時間とする。ただし、法第三十六条第一項の協定に前条第二項第二号から第四号までに規定する事項を定めた場合には、一年について九百六十時間とする。

六 第六十九条の五 法第一百四十二条第三項の厚生労働省令で定める時間は、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について九百六十時間とする。ただし、第六十九条の三第一項第一号に規定する面接指導が行われ、かつ、同項第四号に規定する措置が講じられた特定医師については一年について九百六十時間とすればならない。

七 第七十条 第十六条第一項の規定にかかるらず、法第三十六条第二項第一号に規定する労働者に特定医師が含まれている場合における同条第一項の規定による届出は、様式第九号の四（法第一百四十二条第二項（医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する事項に関する定めをする場合にあつては、様式第九号の五）により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

八 第五十九条の二の規定は、前項の届出について準用する。

九 第十六条第三項の規定は、第一項の届出について準用する。

第七十一条 第十七条第二項、第二十四条の二の二第三項第二号、第二十四条の二の三第三項第二号、第二十四条の二の四第二項（第三十四条の二の三において準用する場合を含む。）、第二十四

に係る部分及び觀音寺労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十年一月一日から、名寄労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年四月一日から、桜井労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年九月一日から、古市労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年九月三十日から、三本木労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年十月十日から、それぞれ適用する。

2 別表第三中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により、秋田労働基準監督署の管轄区域とされたいた長野県上水内郡信州新町大字日原東、日原西及び信級の区域、伊那労働基準監督署の管轄区域とされたいた長野県下伊那郡松川町大字上片桐の区域、和氣労働基準監督署の管轄区域とされていた岡山県御津郡建部町大字大田、上師方、吉田及び小倉の区域、倉敷労働基準監督署の管轄区域とされたいた岡山県上房郡加陽町大字北、岨谷、宮地及び西の区域並びに鹿屋労働基準監督署の管轄区域とされたいた鹿児島県贈於郡輝北町大字百引の区域は、この省令施行の日から、それぞれ大曲労働基準監督署、長野労働基準監督署、飯田労働基準監督署、岡山労働基準監督署、新見労働基準監督署及び志布志労働基準監督署の管轄区域とする。

附 則 (昭和三三年七月一日労働省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、大聖寺労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年一月一日から、亀戸労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年四月一日から、富岡労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年五月一日から、それぞれ適用する。

附 則 (昭和三三年七月一日労働省令第一六号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三三年八月一日労働省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三四年一〇月一三日労働省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三四年八月一日労働省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三四年八月一日労働省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三四年二月二四日労働省令第三号)

この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三四年六月一日労働省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、古市労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は、昭和三十四年一月十五日から適用する。

附 則 (昭和三四年七月一〇日労働省令第一六号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (労働基準法施行規則の一部改正)

この省令は、当分の間、改正後の様式第十八号による労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は、当分の間、改正後の様式第十八号による労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は、昭和三十四年五月一日から適用する。

附 則 (昭和三四年七月二四日労働省令第二二号) 抄

(施行期日) この省令は、昭和三十四年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、昭和三十四年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三四年六月一日労働省令第一五号)

この省令は、当分の間、改正前の様式第十八号による労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は、当分の間、改正後の様式第十八号による労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は、昭和三十四年五月一日から適用する。

附 則 (昭和三四年七月一〇日労働省令第一六号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三四年八月一日労働省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三四年九月一〇日労働省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年一月八日労働省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年三月三一日労働省令第三号)

この省令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年七月三一日労働省令第一六号) 抄

(施行期日) この省令は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

第一条 この省令は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年八月一〇日労働省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一九日労働省令第二〇号)

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年一月八日労働省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、昭和三十八年一月一日から施行する。

附 則 (昭和三八年四月一日労働省令第五号)

この省令は、昭和三十八年五月一日から施行する。

附 則 (昭和三四年一二月三一日労働省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年二月一〇日労働省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、田名部労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は、昭和三十四年九月一日から、篠ノ井労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は、昭和三十四年五月一日から適用する。

附 則 (昭和三五年三月三一日労働省令第六号) 抄

(施行期日) この省令は、昭和三十五年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則 (労働基準法施行規則の一部改正)

第二条 労働基準法施行規則の一部を次のように改正する。

2 この省令の施行の際現に労働基準監督官が所持している改正前の大曲労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十六年六月一日から、附則第七条(労働安全衛生規則第四十五条第一項第十三号に係る部分に限る。)の規定は、昭和三十六年六月一日から、附則第七条(労働安全衛生規則第四十五条第一項第十三号に係る部分以外の部分に限る。)及び附則第八条の規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年三月三一日労働省令第三号)

この省令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年七月三一日労働省令第一六号) 抄

(施行期日) この省令は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年八月一〇日労働省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一九日労働省令第二〇号)

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年一月八日労働省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年三月三一日労働省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年七月三一日労働省令第一六号) 抄

(施行期日) この省令は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

第一条 この省令は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年八月一〇日労働省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一九日労働省令第二〇号)

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年一月八日労働省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年三月三一日労働省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年七月三一日労働省令第一六号) 抄

(施行期日) この省令は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

第一条 この省令は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年八月一〇日労働省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一九日労働省令第二〇号)

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年一月八日労働省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年三月三一日労働省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年七月三一日労働省令第一六号) 抄

(施行期日) この省令は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

第一条 この省令は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

附 則 (労働基準法施行規則の一部改正)

この省令は、当分の間、改正後の様式第十八号による労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は、当分の間、改正後の様式第十八号による労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は、昭和三十四年五月一日から適用する。

附 則 (昭和三四年七月二四日労働省令第二二号) 抄

(施行期日) この省令は、昭和三十四年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、昭和三十四年十月一日から施行する。

- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和三八年六月四日労働省令第一二号）**
- この省令は、公布の日から施行する。
- この省令は、他の手続又は同労働基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等で、当該事項について、この省令による改正後の規定により、松阪労働基準監督署長に対し行ない、又は同労働基準監督署長が行なうこととするものについては、それぞれ、他の手續等で、当該事項について、この省令による改正後の規定により、松阪労働基準監督署長が行なうことを要するものについては、それぞれ、この省令は、昭和三十九年七月一日から施行する。
- この省令は、昭和三十九年七月一日から施行する。
- この省令の施行前に、従前の熊野労働基準監督署長に対して行なつた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手續又は同労働基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等で、当該事項について、この省令による改正後の規定により、松阪労働基準監督署長が行なうことを要するものについては、それぞれ、この省令は、昭和三十九年七月一日から施行する。
- この省令は、昭和三十九年六月二九日労働省令第一七号
- この省令は、昭和三十九年七月一日から施行する。
- この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行なわれた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手續又は労働基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準監督署長が行なつたものとみなす。
- この省令は、昭和三十九年七月一日から施行する。
- 附 則（昭和三九年九月二六日労働省令第二一号）抄**
- （施行期日）
- 第一条 この省令は、公布の日から施行する。
- （労働基準法施行規則の一部改正）
- 第二条 労働基準法施行規則の一部を次のように改正する。**
- 1 この省令の施行の際現に労働基準監督官が所持しているこの省令による改正前の様式第十八号による労働基準監督官証票は、当分の間、この省令による改正後の様式第十八号による労働基準監督官証票とみなす。
- 附 則（昭和四〇年三月二九日労働省令第四号）
- 1 この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の労働基準監督官証票は、当分の間、この省令による改正前の様式第十八号による労働基準監督官証票とみなす。
- 附 則（昭和四〇年七月一七日労働省令第一三号）
- 1 この省令は、昭和四十年七月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の労働基準監督官証票は、当分の間、この省令による改正前の様式第十八号による労働基準監督官証票とみなす。
- 附 則（昭和四〇年七月一七日労働省令第一三号）
- 1 この省令は、昭和四十年七月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の労働基準監督官証票は、当分の間、この省令による改正前の様式第十八号による労働基準監督官証票とみなす。
- 附 則（昭和四一年一月三一日労働省令第一二号）抄
- （施行期日）
- 1 この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。
- 2 この省令は、昭和四十一年八月一日から施行する。
- 附 則（昭和四一年三月二三日労働省令第四号）抄**
- （施行期日）
- 1 この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。
- 2 この省令は、昭和四十一年八月一日から施行する。ただし、北海道の部の改正規定（旭川労働基準監督署の管轄区域に關する改正規定を除く。）は、昭和四十一年八月一日から施行する。
- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第四鹿児島県の部の改正規定により当該事務が他の労働基準監督署長によって取り扱わることとなつた場合においては、新規則の規定により当該事務が他の労働基準監督署長によって取り扱わることとなつた場合においては、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に對して行なわれ、又はその労働基準監督署長が行なつたものとみなす。
- 附 則（昭和四一年三月三一日労働省令第八号）
- （施行期日）
- 1 この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前に労働基準監督署長に對して行なわれた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手續又は労働基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準法施行規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務が他の労働基準監督署長によつて取り扱わることとなつた場合においては、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に對して行なわれ、又はその労働基準監督署長が行なつたものとみなす。
- 附 則（昭和四一年六月二一日労働省令第一七号）
- （施行期日）
- 1 この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前に一関労働基準監督署長に對して行なわれた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手續又は同労働基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準法施行規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務が大船渡労働基準監督署長によつて取り扱わることとなつた場合においては、同労働基準監督署長に對して行なわれ、又は同労働基準監督署長が行なつたものとみなす。
- 附 則（昭和四一年一〇月二四日労働省令第一九号）
- （施行期日）
- 1 この省令は、昭和四十二年十月二十五日から施行する。
- 2 この省令の施行前一年間に生じた障害補償の事由に係る障害であつて、この省令による改正前の労働基準法施行規則別表第二の第十二級第十二号又はこの省令による改正前の労働者災害補償保険法施行規則別表第一の第十二級第十二号に該当するもののうち、この省令の施行の日において、この省令による改正後の労働基準法施行規則別表第二の第九級第十三号若しくは第十四号又はこの省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則別表第一の第九級第十三号若しくは第十四号に該当する障害については、当該障害に係る障害補償の事由が生じた日から、この省令を適用する。
- 附 則（昭和四〇年七月三一日労働省令第一四号）抄**
- （施行期日）
- 1 この省令は、昭和四十年八月一日から施行する。
- 2 この省令は、昭和四十年一月一日から施行する。
- 附 則（昭和四〇年一二月一六日労働省令第二一号）**
- （施行期日）
- 1 この省令は、昭和四十一年一月一日から施行する。
- 2 この省令は、昭和四十二年一月一日から施行する。
- 附 則（昭和四一年一月一五日労働省令第三一号）抄**
- （施行期日）
- 1 この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（施行期日）	1 この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。
附 則	（昭和四三年三月一二日労働省令第二号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。
附 則	（昭和四三年五月二九日労働省令第二五号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十三年七月一日から施行する。
附 則	（昭和四三年六月一八日労働省令第一九号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十三年七月一日から施行する。ただし、別表第四愛知県の項の管轄区域欄に係る改正規定は、昭和四十三年九月一日から施行する。
附 則	（昭和四四年一月二九日労働省令第一七号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。
附 則	（昭和四四年六月一四日労働省令第一七号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十四年九月一日から施行する。
附 則	（昭和四四年九月一四日労働省令第一七号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十五年九月一日から施行する。
附 則	（昭和四五年三月三〇日労働省令第二八号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。
附 則	（昭和四五年三月三〇日労働省令第二三号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。
附 則	（昭和四五年三月一二日労働省令第二八号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十五年三月十七日から施行する。
附 則	（昭和四五年三月三〇日労働省令第四号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十五年四月一日から施行する。
附 則	（昭和四五年五月一〇日労働省令第二四号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（昭和四四年一月二九日労働省令第一七号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十四年七月一日から施行する。
附 則	（昭和四四年六月一四日労働省令第一七号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十四年九月一日から施行する。
附 則	（昭和四四年九月一四日労働省令第一七号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十五年九月一日から施行する。
附 則	（昭和四五年三月三〇日労働省令第二三号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。
第一条	1 この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。
附 則	（昭和四四年三月一二日労働省令第一号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十四年三月一二日から施行する。
附 則	（昭和四四年三月一二日労働省令第二八号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十四年三月十七日から施行する。
附 則	（昭和四四年三月三〇日労働省令第二三号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十五年三月三〇日から施行する。
附 則	（昭和四五年三月一二日労働省令第一号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十五年三月十七日から施行する。
附 則	（昭和四五年三月三〇日労働省令第四号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十五年四月一日から施行する。
附 則	（昭和四五年五月一〇日労働省令第二四号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（昭和四四年一月二九日労働省令第一七号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十四年七月一日から施行する。
附 則	（昭和四四年六月一四日労働省令第一七号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十四年九月一日から施行する。
附 則	（昭和四四年九月一四日労働省令第一七号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十五年九月一日から施行する。
附 則	（昭和四五年三月三〇日労働省令第二三号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。
第一条	1 この省令（以下「新省令」という。）は、昭和四十四年十月一日から施行する。
附 則	（昭和四四年一二月一日労働省令第二八号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（昭和四四年三月一二日労働省令第一号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十五年三月十七日から施行する。
附 則	（昭和四五年三月三〇日労働省令第四号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十五年四月一日から施行する。
附 則	（昭和四五年五月一〇日労働省令第二四号）抄
（施行期日）	1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（昭和四五年三月一二日労働省令第一号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十五年三月十七日から施行する。
附 則	（昭和四五年三月三〇日労働省令第四号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十五年四月一日から施行する。
第一条	1 この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。
附 則	（昭和四五年五月一〇日労働省令第二四号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

（労働基準法施行規則の一部改正に伴う経過措置）	第九条 この省令施行の際に労働基準監督官が所持している改正前の労働基準法施行規則第五十五条の規定による労働基準監督官証票は、当分の間、改正後の労働基準法施行規則第五十二条の規定による労働基準監督署とみなす。
附 則	（昭和四六年六月一九日労働省令第一七号）
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十六年七月一日から施行する。
附 則	（昭和四七年三月一三日労働省令第五号）
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。
2 この省令の施行前に中村労働基準監督署長に対して行なわれた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は同労働基準監督署長が行なった許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務が須崎労働基準監督署長によつて取り扱われたこととなつた場合には、同労働基準監督署長に対して行なわれ、又は同労働基準監督署長が行なつたものとみなす。	
附 則	（昭和四七年五月一五日労働省令第二一号）
（施行期日）	1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（昭和四七年七月一五日労働省令第二二号）
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。
附 則	（昭和四八年三月三〇日労働省令第三二号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。
附 則	（昭和四七年一〇月二日労働省令第四九号）
（施行期日）	1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（昭和四八年三月一四日労働省令第三号）抄
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。
第一条	1 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。
附 則	（昭和四八年三月一七日労働省令第五号）
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。
附 則	（昭和四八年三月一七日労働省令第三号）
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十九年一月一日から施行する。
附 則	（昭和四九年一月三〇日労働省令第三号）
（施行期日）	1 この省令は、昭和四九年一月一日から施行する。
附 則	（昭和四九年三月一五日労働省令第七号）
（施行期日）	1 この省令は、昭和四十九年四月一日から施行する。
附 則	（昭和四九年三月一五日労働省令第七号）
（施行期日）	1 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行なわれた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行なれ、又はその労働基準監督署長が行なつたものとみなす。
附 則	（昭和五〇年三月一九日労働省令第七号）
（施行期日）	1 この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。
附 則	（昭和五〇年八月一日労働省令第二〇号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（昭和五十年八月一日）から施行する。

(様式に関する経過措置)

第十三条 附則第六条の規定による改正前の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票及び附則第十

則第七条の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票及び附則第十一条の規定による改正前の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票は、附則第十二条の規定による改正前の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票は、附則第十七条第二項の規定は、適用しない。

当分の間、それぞれ、附則第六条の規定による改正後の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票、附則第七条の規定による改正後の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票及び附則第十二条の規定による改正後の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票による証票とみなす。

附則 (昭和五〇年八月二七日労働省令第二三号) 抄

この省令は、昭和五十年九月一日から施行する。

1 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、この省令の施行前に治つたとき身体に障害が存する場合において労働基準法の規定により使用者が行うべき障害補償については、なお従前の例による。

附則 (昭和五一年三月三〇日労働省令第七号) 抄

(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年四月一日労働省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年五月一〇日労働省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年六月二八日労働省令第二六号) 抄

(施行期日)
この省令は、昭和五十一年七月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第三条 改正前の労働基準法施行規則様式第十八号の証票は、当分の間、改正後の労働基準法施行規則様式第十八号の証票とみなす。

附則 (昭和五一年九月六日労働省令第三一号) 抄

(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和五十一年十月一日から施行する。ただし、第七条の前に六条を加える改正規

定(第六条に係る部分を除く。)、次項の規定(労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二

十三号)第五条に係る部分を除く。)及び附則第三項の規定(労働省組織規程(昭和二十七年労

働省令第三十六号)第十八条に係る部分に限る。)は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和五一年四月一日労働省令第九号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分の申

請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等

は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署

長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附則 (昭和五三年三月三〇日労働省令第一一号)

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(施行期日)
この省令は、昭和五十三年十月一日から施行する。

附則 (昭和五三年一月一〇日労働省令第四三号)

(施行期日)
この省令は、昭和五十三年九月三〇日労働省令第三七号)

1 この省令は、昭和五十四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日の前日までに行われた労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十

六条の規定による届出に係る協定を更新しようとする場合の同条の規定による届出がこの省令の

施行の日以後に行われる場合には、労働基準法施行規則第十七条第二項の規定は、適用しない。

ただし、当該協定の更新に関してこの省令の施行の日以後に労働基準法施行規則第十七条第一項

の規定による届出が行われた場合には、この限りでない。

附則 (昭和五四年四月一日労働省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五五年三月一一日労働省令第三号)

この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、別表第四の改正規定中大阪の部労

働基準監督署名(支署名)の欄に係る部分は、昭和五十五年三月二十二日から施行する。

附則 (昭和五六六年一月二六日労働省令第三号) 抄

(施行期日等)
この省令は、昭和五十六年二月一日から施行する。

第一条 この省令は、昭和五十六年二月一日から施行する。

(第一条の規定の施行に伴う経過措置)

第二条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、この省令の施行前に治つたとき身体に障害が存する場合において労働基準法の規定により使用者が行うべき障害補償については、なお従前の例による。

附則 (昭和五六六年四月一日労働省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五六年二月六日労働省令第五号)

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第二十七条から第三十条までの改

正規定(第二十八条及び第二十九条に係る部分に限る。)及び第三十二条第一項の改正規定は、昭和五八年四月一日から施行する。

附則 (昭和五六六年四月一日労働省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五七年三月一〇日労働省令第五号)

この省令は昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、千葉の部の管轄区域の欄に係る改正

規定及び福岡の部福岡の管轄区域の欄に係る改正規定(宗像市に係る部分に限る。)は、公布

の日から施行する。

附則 (昭和五七年六月三〇日労働省令第二五号)

この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分の申

請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等

は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署

長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附則 (昭和五三年三月三〇日労働省令第一一号)

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(施行期日)
この省令は、昭和五十三年九月三〇日労働省令第三七号)

1 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分の申

請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等

は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署

長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附則 (昭和五八年三月一五日労働省令第七号)

2 1 この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

2 請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分の申は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に對して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則 (昭和六〇年三月二十五日労働省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条及び第四条の改正規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年九月三〇日労働省令第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月二四日労働省令第一〇号)

1 この省令は、昭和六十一年三月三十一日から施行する。ただし、広島の部廿日市の項管轄区域の欄に係る改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に對して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則 (昭和六二年三月二〇日労働省令第五号)

1 この省令は、昭和六十二年三月三十一日から施行する。ただし、神奈川の部横浜西の項に係る改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則 (昭和六二年三月三〇日労働省令第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(労働基準法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この省令による改正後の労働基準法施行規則第三十七条の二の規定は、施行日以後に労働者が同条各号のいずれかに該当する場合について適用する。

2 休業補償の額の改訂に係る施行日前における事業場の規模については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年一二月一六日労働省令第三一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(暫定措置)

第二条 常時三百人以下の労働者を使用する事業については、労働基準法(以下「法」という。)

第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として命令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して命令で定める日数は、改正後の労働基準法施行規則(以下「新規則」という。)第二十四条の三第三項の規定は、改めたものとみなす。

2 同表の上欄の週所定労働日数の区分ごとに定める日数とする。

		週所定労働日数										一年間の所定労働日数		労働日数		週所定労働日数		一年間の所定労働日数		労働日数		週所定労働日数		一年間の所定労働日数		労働日数											
		一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六
第三条	1 法第八条第八号、第十号(映画の製作の事業を除く)、第十三号及び第十四号の事業のうち常時五人未満の労働者を使用するものに係る新規則第二十五条の二の規定の適用については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、同条中「四十八時間」とあるのは「五十四時間」と、八時間」とあるのは「九時間」とする。	一日	百六十九日から二百四十六日まで	五百日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日	二十六日	二十七日	二十八日	二十九日	三十日	三十一日	三十二日	三十三日	三十四日	三十五日	三十六日		
第四条	2 前項の場合において、法第八条第十三号の事業以外の事業に係る新規則第二十五条の二(第二項の就業規則その他これに準ずるものにおいて定める一日の労働時間の限度は十一時間とする。)の規定は、改めたものとみなす。	一日	四十八日から七十二日まで	一百二十一日から百六四日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日	二十六日	二十七日	二十八日	二十九日	三十日	三十一日	三十二日	三十三日	三十四日	三十五日	三十六日
附 則	1 この省令は、昭和六十三年三月三十一日から施行する。ただし、宮城の部仙台の項及び大阪の部羽曳野の項に係る改正規定は、公布の日から施行する。	一日	四十八日から七十二日まで	一百二十一日から百六四日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日	二十六日	二十七日	二十八日	二十九日	三十日	三十一日	三十二日	三十三日	三十四日	三十五日	三十六日
附 則	2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。	一日	四十八日から七十二日まで	一百二十一日から百六四日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日	二十六日	二十七日	二十八日	二十九日	三十日	三十一日	三十二日	三十三日	三十四日	三十五日	三十六日
附 則	1 この省令は、昭和六十三年三月三十一日から施行する。ただし、宮城の部仙台の項及び大阪の部羽曳野の項に係る改正規定は、公布の日から施行する。	一日	四十八日から七十二日まで	一百二十一日から百六四日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日	二十六日	二十七日	二十八日	二十九日	三十日	三十一日	三十二日	三十三日	三十四日	三十五日	三十六日
附 則	2 同表の下欄に勤続年数の区分ごとに定める日数とする。	一日	四十八日から七十二日まで	一百二十一日から百六四日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日	二十六日	二十七日	二十八日	二十九日	三十日	三十一日	三十二日	三十三日	三十四日	三十五日	三十六日

(施行期日)
この省令は、平成元年四月一日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行の日前にされた労働基準法第三十六条の協定（当該協定を更新しようとする旨の協定が施行の日以後にされるものを除く。）を同日以後に同条の規定により届け出る場合には、なお従前の様式によることができる。

附 則（平成元年三月一日労働省令第八号）

- この省令は、公布の日から施行する。ただし、宮城の部仙台の項位置（支署所在地）の欄に係る改正規定は、平成元年四月一日から施行する。
- この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に對して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則（平成二年三月三十日労働省令第六号）

- この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年一月一八日労働省令第二十九号）

(施行期日)
この省令は、平成三年四月一日から施行する。

(暫定措置)

- 第二条 平成五年三月三十一日までの間は、改正後の労働基準法施行規則第二十六条の規定の適用について、同条中「四十四時間」とあるのは、「四十六時間」とする。
- 第三条 使用者は、消防職員及び常勤の消防団員については、平成四年三月三十一日までの間は、労働基準法第三十二条の規定にかかわらず、一週間にについて四十六時間、一日について八時間まで労働させることができる。
- 2 使用者は、就業規則その他これに準ずるものにより、八週間以内の一定の期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十六時間を超えない定めをした場合には、前項に規定する者については、同項の規定にかかわらず、その定めにより、特定された週において四十六時間又は特定された日において八時間を超えて、労働させることができる。

附 則（平成三年三月三十日労働省令第七号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月一三日労働省令第三号）

この省令は、平成四年三月三十日から施行する。ただし、第四条、別表第四千葉の部千葉の項目位置（支署所在地）の欄及び東金の項並びに同表東京の部中央の項に係る改正規定は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年八月一八日労働省令第二十七号）

この省令は、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の施行の日（平成四年九月一日）から施行する。

- 第一条 この省令は、平成五年四月一日から施行する。
 附 則（平成五年三月三十日労働省令第七号）抄
 (施行期日)
 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

- 附 則（平成六年一月一八日労働省令第一号）抄
 (施行期日)
 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- この省令の施行の日前に六箇月を超えて継続勤務している労働者について、(法)という。第三十九条第一項に定める継続勤務の期間の終了する日の翌日をいう。(以下この条において同じ。)であるもののうち一週間の所定労働時間が三十時間以上二十五時間未満のものに係る法第三十九条第三項の命

数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して命令で定める日数は、改正後の労働基準法施行規則（以下「新規則」という。）第二十四条の三第三項の規定にかかわらず、法第三十九条第三項第一号に掲げる労働者にあっては次の表の上欄の週所定労働日数の区分に応じ、同項第二号に掲げる労働者にあっては同表の中欄の一年間の所定労働日数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に勤続年数の区分ごとに定める日数とする。

勤続年数	一年間の所定労働日数						
	週所定勞	勤	日	數	勤	日	數
一年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年
二年	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九年
三年	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十年
四年	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一年
五年	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	以上
六年	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十四日
七年	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十五日

(暫定措置)

第三条 法第八条第八号及び第十四号の事業のうち常時五人未満の労働者を使用するものに係る新規則第二十五条の二の規定の適用については、平成七年三月三十一日までの間は、同条中「四十六時間」とあるのは、「四十八時間」とする。

附 則（平成六年九月二八日労働省令第四一号）

この省令は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成六年九月二九日労働省令第四二号）

この省令は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成六年一一月一一日労働省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年一一月四日労働省令第五一号）

この省令は、平成六年十一月六日から施行する。

附 則（平成八年三月二九日労働省令第一五号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年一月二八日労働省令第三号）

この省令は、公布的日から施行する。

附 則（平成九年一二月四日労働省令第四号）

この省令の施行前に労働基準監督署長に對して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に對して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則（平成九年二月一四日労働省令第四号）

(施行期日)
この省令は、平成九年四月一日から施行する。

- 第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。
 (経過措置)

この省令の施行の日前に六箇月を超えて継続勤務している労働者であつて四月一日以外の日が基準日（労働基準法（以下「法」という。）第三十九条第一項に定める継続勤務の期間の終了する日の翌日をいう。(以下この条において同じ。)であるもののうち一週間の所定労働時間が三十時間以上二十五時間未満のものに係る法第三十九条第三項の命

令で定める時間は、施行日後の最初の基準日の前日までの間は、改正後の労働基準法施行規則（以下「新規則」という。）第二十四条の三第一項の規定にかかる、なお従前の例による。

2

施行日前に六箇月を超えて継続勤務している労働者であつて四月一日以外の日が基準日であるもののうち一週間の所定労働時間が三十時間未満のものに係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として命で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して命で定める日数は、この省令の施行の最初の基準日の前日までの間は、新規則第二十四条の三第三項の規定にかかる、なお従前の例による。

第三条 労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第七十九号）の施行の日前に六箇月を超えて継続勤務していた労働者であつて一週間の所定労働時間が三十時間未満のものに係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として命で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して命で定める日数は、新規則第二十四条の三第三項及び前条第二項の規定にかかる、法第三十九条第三項第一号に掲げる労働者にあつては次の表の上欄の所定労働日数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄の勤続年数の区分ごとに定める日数とする。

週所定労働 日数	一年間の所定労働日数									
	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	以上	
四日	百六十九日から二百十六日まで	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	以上
三日	百二十一日から百六十八日まで	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	以上
二日	七十三日から百二十日まで	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	以上
一日	四十八日から七十二日まで	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	以上

附 則（平成九年九月二十五日労働省令第三二号）抄

（施行期日）
この省令は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働者関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成九年十月一日）から施行する。

- 附 則（平成九年一月一二日労働省令第三四号）抄
- この省令は、平成十年一月一日から施行する。
- 附 則（平成一〇年三月一九日労働省令第八号）抄
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一〇年三月二六日労働省令第一三号）抄

（施行期日） （経過措置）

- 1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にされた改正前の労働基準法施行規則（以下「旧規則」という。）第三十三条规定第一項第二号に規定する養護施設又は虚弱児施設に勤務する職員に係る旧規則第三十三条第二項の許可の申請であつて、この省令の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものについては、改正後の労働基準法施行規則（以下「新規則」という。）第三十三条第一項第二号に規定する児童養護施設に勤務する職員に係る新規則第三十三条第二項の許可の申請とみなす。
- 3 この省令の施行前にされた旧規則第三十三条第一項第二号に規定する養護施設又は虚弱児施設に勤務する職員に係る旧規則第三十三条第二項の許可は、新規則第三十三条第一項第二号に規定する児童養護施設に勤務する職員に係る新規則第三十三条第二項の許可とみなす。

- 附 則（平成一〇年四月二七日労働省令第二四号）抄
- （施行期日）
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

- 附 則（平成一〇年九月一〇日労働省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年一月一日労働省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年一月二八日労働省令第四五号）

（施行期日）
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の労働基準法施行規則第十二条の四第三項、第六十五条及び第六十六条の規定は、労働基準法の一部を改正する法律による改正前の労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。以下この条及び次条において「旧法」という。）第三十二条の四第一項の協定（労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）第七条に規定する労働時間短縮推進委員会の決議を含む。以下この条及び次条において同じ。）であつて、この省令の施行の際旧法第三十二条の四第一項第二号の対象期間として平成十一年三月三十一日を含む期間を定めているものについては、なおその効力を有する。

2 前項の協定をこの省令の施行の日以後に労働基準法の一部を改正する法律附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第三十二条の四第四項の規定により届け出る場合には、なお従前の様式によることができる。

第三条 この省令の施行の日前にされた旧法第三十六条の協定（当該協定を更新しようとする旨の協定が施行の日以後にされるものを除く。）を同日以後に同条の規定により届け出る場合には、なお従前の様式によることができる。

第四条 雇入れの日から起算して六箇月を超えて継続勤務する日（次項及び次条において「六箇月の翌日」）という。）から起算した継続勤務年数が四年から八年までのいずれかの年数に達する日の所定労働時間が三十時間未満のものに係る労働基準法（以下「法」という。）第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として命で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して命で定める日数は、この省令による改正後の労働基準法施行規則（次項及び第六条第一項において「新規則」という。）第二十四条の三第三項の規定にかかる、法第三十九条第三項第一号に掲げる労働者にあつては次の表の上欄の所定労働日数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に雇入れの日から起算した継続勤務期間（次項及び第六条において「継続勤務期間」という。）の区分ごとに定める日数とする。

（施行期日） （経過措置）

- 1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にされた改正前の労働基準法施行規則（以下「旧規則」という。）第三十三条规定第一項第二号に規定する養護施設又は虚弱児施設に勤務する職員に係る旧規則第三十三条第二項の許可の申請であつて、この省令の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものについては、改正後の労働基準法施行規則（以下「新規則」という。）第三十三条第一項第二号に規定する児童養護施設に勤務する職員に係る新規則第三十三条第二項の許可の申請とみなす。
- 3 この省令の施行前にされた旧規則第三十三条第一項第二号に規定する養護施設又は虚弱児施設に勤務する職員に係る旧規則第三十三条第二項の許可は、新規則第三十三条第一項第二号に規定する児童養護施設に勤務する職員に係る新規則第三十三条第二項の許可とみなす。

- 附 則（平成一〇年九月一〇日労働省令第三三号）

週所定労働日数	第二号に掲げる労働者があつては同表の中欄の一年間の所定労働日数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に継続勤務期間の区分ごとに定める日数とする。			
	一年間の所定労働日数	継続勤務期間	一年間の所定労働日数	継続勤務期間
四日	百六十九日から二百十六日まで	十二日	五年六箇月	六年六箇月
三日	百二十一日から百六十八日まで	九日	六年六箇月	七年六箇月
二日	七十三日から百二十日まで	六日	七年六箇月	八年六箇月
一日	四十八日から七十二日まで	三日	八年六箇月	九年六箇月

第五条 労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第七十九号)の施行の日(以下「施行日」という。)前に六箇月を超えて継続勤務している労働者であつて一週間の所定労働時間が三十時間未満のものに係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して厚生労働省令で定める日数とは、新規則第二十四条の三第三項の規定にかかわらず、法第三十九条第三項第一号に掲げる労働者にあつては次の表の上欄の所定労働日数の区分に応じて、同項第二号に掲げる労働者にあつては同表の中欄の一年間の所定労働日数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に継続勤務期間の区分ごとに定める日数とする。

週所定労働日数	一年間の所定労働日数			
	四年	三年	二年	一年
四日	百六十九日から二百十六日まで	百二十一日から百六十八日まで	七十三日から百二十日まで	四十八日から七十二日まで
三日	百二十一日から百六十八日まで	七十三日から百二十日まで	四十八日から七十二日まで	三日
二日	七十三日から百二十日まで	四十八日から七十二日まで	三日	二日
一日	四十八日から七十二日まで	三日	二日	一日

2 施行日前に六箇月を超えて継続勤務していた労働者であつて一週間の所定労働時間が三十時間未満のもののうち、雇入れの日から起算した継続勤務年数が六年から九年までのいづれかの年数に達する日の翌日が平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間にある労働者に係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として命令で定める日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して命令で定める日数は、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、同日までの間は、法第三十九条第三項第一号に掲げる労働者にあつては次の表の上欄の所定労働日数の区分に応じて、同項第二号に掲げる労働者にあつては同表の中欄の一年間の所定労働日数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に継続勤務期間の区分ごとに定める日数とする。

週所定労働日数	一年間の所定労働日数	継続勤務期間	週所定労働日数	一年間の所定労働日数	継続勤務期間
四日	百六十九日から二百十六日まで	十二日	五年六箇月	六年六箇月	七年六箇月
三日	百二十一日から百六十八日まで	九日	六年六箇月	七年六箇月	八年六箇月
二日	七十三日から百二十日まで	六日	七年六箇月	八年六箇月	九年六箇月
一日	四十八日から七十二日まで	三日	八年六箇月	九年六箇月	九年六箇月

3 施行日前に六箇月を超えて継続勤務していた労働者であつて一週間の所定労働時間が三十時間未満のもののうち、雇入れの日から起算した継続勤務年数が七年又は八年に達する日の翌日が平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間にある労働者に係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して厚生労働省令で定める日数は、前条第一項及びこの条第一項の規定にかかわらず、平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間は、法第三十九条第三項第一号に掲げる労働者にあつては次の表の上欄の一年間の所定労働日数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に継続勤務期間の区分ごとに定める日数とする。

第一	第一 条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中労働基準法施行規則第二十五条の二の規定に基づく協定による、又は就業規則その他これに準ずるものによる定めをしている一箇月以内の一定の期間又は旧規則第二十五条の二第三項の規定に基づく協定による定めをしている同項第二号の清算期間のうち平成十三年三月三十一日を含む旧規則による協定等の期間に係る労働時間については、新規則第二十五条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。							
	(罰則に関する経過措置)							
第三条 第一条中労働基準法施行規則第二十五条の二の規定に基づく協定による、又は就業規則その他これに準ずるものによる定めをしている労働時間については、なお従前の例による。								
附 則 (平成十一年四月一日労働省令第二十九号)								
この省令は、公布の日から施行する。 (施行期日)								
第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第六十七条第一項の改正規定は公布の日から施行する。 (経過措置)								
第二条 平成十四年三月三十一日(以下「基準日」という。)においてその労働時間についてこの省令による改正後の労働基準法施行規則(以下「新規則」という。)第六十七条第一項の規定が適用されている労働者に關しては、基準日を含む一週間に係る労働時間については、同項の規定の例による。								
2 基準日において使用者が新規則第六十七条第二項の規定により労働させることとしている労働者に關しては、同項に規定する協定による、又は就業規則その他これに準ずるものによる定めを								

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に六箇月を超えて継続勤務している労働者であつて四月一日以外の日が基準日（労働基準法（以下「法」という。）第三十九条第一項に定める継続勤務の期間の終了する日の翌日をいう。以下この条において同じ。）であるもののうち一週間の所定労働時間が三十時間未満のものに係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して厚生労働省令で定める日数は、施行日後の最初の基準日の前日までの間は、改正後の労働基準法施行規則（以下「新規則」という。）第二十四条の三第三項の規定にかわらず、なお従前の例による。

第三条 労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第七十九号）の施行の日前に六箇月を超えて継続勤務していた労働者であつて一週間の所定労働時間が三十時間未満のものに係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して厚生労働省令で定める日数は、新規則第二十四条の三第三項及び前条の規定にかかわらず、法第三十九条第三項第一号に掲げる労働者があつては次の表の上欄の所定労働日数の区分に応じ、同項第二号に掲げる労働者があつては同表の中欄の一年間の所定労働日数の区分ごとに定める日数とする。

週所定労働日数	一年間の所定労働日数		
	八年以上	八歳未満	勤続年数
一日	四十八日から七十二日まで	百六十九日から二百十六日まで	八日
四日	百二十一日から百六十八日まで	七十三日から百二十日まで	十五日
三日			十一日
二日			七日
一日			三日

附 則 (平成一四年二月二〇日厚生労働省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二六日厚生労働省令第三四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の労働基準法施行規則第六十七条第三項に規定する議事録の保存について、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の日前にされた労働基準法第三十六条第一項の協定（当該協定を更新しようととする旨の協定が施行の日以後にされるものを除く。）を同日以後に同項の規定により届け出る場合には、なお従前の様式によることができる。

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年四月一〇日厚生労働省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二七日厚生労働省令第五六号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月一二日厚生労働省令第一六三号)

この省令は、労働基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行す

る。

附 則 (平成一六年六月四日厚生労働省令第一〇一号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、この省令の施行前に治ったとき身体に障害が存する場合において労働基準法の規定により使用者が行うべき障害補償については、なお従前の例による。

(施行期日)

附 則 (平成一七年三月一五日厚生労働省令第二九号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一八年一月二五日厚生労働省令第六号) 抄

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一八年一月二七日厚生労働省令第九号)

この省令は、労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすことができる。

第二条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年五月二十四日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票は、当分の規定による改正後の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票とみなす。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年五月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票とみなす。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二年五月七日厚生労働省令第六九号

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二二日厚生労働省令第一二九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができます。

			附 則 (平成二十三年二月一日厚生労働省令第一三号) 抄
		(施行期日)	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
		(労働基準法施行規則の一部改正に伴う経過措置)	第二条 この省令の施行前に生じた労働基準法の規定による障害補償の事由に係る障害に関する労働基準法施行規則別表第二の規定の適用については、なお従前の例による。
		附 則 (平成二十三年六月二九日厚生労働省令第七七号)	この省令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日(平成二十三年六月三十日)から施行する。
	附 則 (平成二四年三月二八日厚生労働省令第四〇号) 抄	(施行期日)	第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
	附 則 (平成二四年九月二八日厚生労働省令第一一三五号)	(施行期日)	この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。
	附 則 (平成二十四年一〇月二六日厚生労働省令第一一四九号)	(施行期日)	この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。
	附 則 (平成二五年九月三〇日厚生労働省令第一一三号)	(施行期日)	この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。
	附 則 (平成二六年一一月二八日厚生労働省令第一一三一号) 抄	(施行期日)	この省令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年十二月一日)から施行する。
	附 則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第六八号)	(施行期日)	この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。
	附 則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第七三号) 抄	(施行期日)	この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。
	附 則 (平成二七年五月二〇日厚生労働省令第一〇三号)	(施行期日)	この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月二十九日)から施行する。
	附 則 (平成二八年二月二五日厚生労働省令第二五号) 抄	(施行期日)	この省令は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。
	附 則 (平成二八年三月三一日厚生労働省令第五五号) 抄	(施行期日)	この省令は、令和三年四月一日から施行する。
	附 則 (平成二九年一月二七日厚生労働省令第一一六号)	(施行期日)	この省令は、令和四年一月一九日厚生労働省令第五号)抄
	附 則 (平成二十九年十二月一日厚生労働省令第二一一号)	(施行期日)	この省令は、令和四年四月一日から施行する。
	附 則 (平成三〇年三月九日厚生労働省令第二一一号)	(施行期日)	この省令は、平成三〇年四月一日から施行する。
	附 則 (平成三〇年九月七日厚生労働省令第一一一号) 抄	(施行期日)	この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中労働基準法施行規則
	第一条 この省令は、公布の日から施行する。	(施行期日)	第六十八条の改正規定は、平成三十五年四月一日から施行する。
	附 則 (平成三〇年九月七日厚生労働省令第一一一号)	(施行期日)	この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
	附 則 (平成三一年四月一〇日厚生労働省令第六七号)	(施行期日)	この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
	附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄	(施行期日)	この省令は、公布の日から施行する。
	第一条 この省令は、公布の日から施行する。	(経過措置)	第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。
	附 則 (令和元年一二月一三日厚生労働省令第八〇号) 抄	(施行期日)	旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
	第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。	附 則 (令和元年一二月一三日厚生労働省令第八〇号)	第一条 この省令は、労働基準法の一部を改正する法律(令和二年法律第十三号)の施行の日から施行する。
	附 則 (令和二年三月三一日厚生労働省令第七六号)	(施行期日)	この省令は、公布の日から施行する。
	第一条 この省令は、令和二年五月二九日厚生労働省令第一一一号) 抄	(施行期日)	この省令は、労働基準法の一部を改正する法律(令和二年法律第十三号)の施行の日から施行する。
	附 則 (令和二年一二月二二日厚生労働省令第一一〇三号)	(施行期日)	この省令は、令和三年四月一日から施行する。
	第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。	(経過措置)	この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令(次項において「旧省令」という)の規定によりされている許可若しくは認定の申請、届出又は報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による許可若しくは認定の申請、届出又は報告とみなす。
	附 則 (令和四年一月一九日厚生労働省令第五号)	(施行期日)	この省令の施行の日前にされた労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百四十一條第四項の規定により読み替えて適用する同法第三十六条第一項の協定(同条第二項第二号の対象期間の初日が施行の日以後であるもの及び当該協定を更新しようとする旨の協定が同日以後にされるものを除く)を同日以後に同条の規定により届け出る場合には、なお従前の様式によることができる。
	第一条 この省令は、公布の日から施行する。	(施行期日)	第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行し、第四条中労働者災害補償保険特別支給金支給(経過措置)
	規則附則第七項の改正規定及び第五条中労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正す	(施行期日)	この省令は、令和四年四月一日から施行し、第四条中労働者災害補償保険特別支給金支給規則附則第七項の改正規定及び第五条中労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正す

年少者労働四号	年少者労働八条第三十条	年少者労働八号	年少者労働六号	年少者労働五号
土石、獸毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所（坑内における遊離けいえ、当該業務に従事させる時間が二時間以上である場合を除く）における業務	酸分を多量に含有する粉じんの著しく飛散する場所を業訓練開始後一年未満の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について三時間をこえないこと。	上欄の業務のうち、厚生労働大臣が別に定める有害性が中度な有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所において二時間、それ以外の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について三時間で作業につかせないこととし、当該業務に従事させる時間が二時間以上である場合は、従事させる時間に十五分の休憩時間を加えて四時間とし、当該業務に従事させる時間が二時間未満の場合は、従事させる時間が二時間ごとに十五分の休憩時間を加えて四時間とする。	上欄の業務のうち、厚生労働大臣が別に定める有害性が中度な有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所において二時間、それ以外の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について三時間で作業につかせないこととし、当該業務に従事させる時間が二時間以上である場合は、従事させる時間に十五分の休憩時間を加えて四時間とし、当該業務に従事させる時間が二時間未満の場合は、従事させる時間が二時間ごとに十五分の休憩時間を加えて四時間とする。	上欄の業務のうち、前項に該当するもの以外のものにおける業務に従事させる時間は、一日について四時間とし、当該業務に従事させる時間が二時間未満の場合は、従事させる時間が二時間ごとに十五分の休憩時間を加えて四時間とする。
基準規則第八号	基準規則第八条第三十号	基準規則第七号	基準規則第六号	基準規則第五号

年少者労働九号	年少者労働八条第三十号	年少者労働七号	年少者労働八号	年少者労働五号
さく岩機、びよう打機等の振動を受ける業務	多量の低温物体を取り扱う業務	多量の低温物体を取り扱う	上欄の業務のうち、著しく暑熱な場所における重激な訓練生については一日について四時間とし、当該業務に従事させる時間が二時間未満の場合は、従事させる時間が二時間ごとに十五分の休憩時間を加えて四時間とする。	職業訓練開始後六月を経過するまでは作業につかせないこととし、当該業務に従事させる時間は、職業訓練開始後一年未満の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について四時間とし、当該業務に従事させる時間が二時間未満の場合は、従事させる時間が二時間ごとに十五分の休憩時間を加えて四時間とする。

年少者労働 ボイラを製造する場所等 強烈な騒音を発する場所における業務	年少者労働 年 基準規則第 八 条第 四十 ける業務	年少者労働 年 基準規則第 八 条第 四十 ける業務
法第六十三条石炭鉱山における坑内労働	法第六十三条石炭鉱山における坑内労働	法第六十三条石炭鉱山における坑内労働
1 当該業務に従事させる時間が一時間をこえる場合は、従事させる時間一時間ごとに十分の休息時間を与え、当該業務に従事させる時間が一時間を超えて継続しないようには、職業訓練開始後二年未満の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日に三時間を超えないこと。	2 上欄の業務のうち、百フオーラン以上の騒音にさらされるものにあつては、職業訓練開始後一年を経過するまでは作業につかせないこととし、当該業務に従事させる時間は、職業訓練開始後二年未満の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について三時間を超えないこと。	3 上欄の業務のうち、九十フオーラン以上百フオーラン未満の騒音にさらされるものにあつては、当該業務に従事させることは、従事させる時間一時間ごとに十分の休息時間を与え、当該業務に従事させる時間が一時間を超えて継続しないようには、職業訓練開始後一年以上三年未満の訓練生については一日について三時間、それ以外の訓練生については一日について四時間を超えないこと。
4 出水、ガスの突出、自然発火、大規模の落ぼん及び崩壊を伴う作業等特に危険な作業につかせないこと。 規則第四十四条の規定による健康診断を年三回以上行うこと。	4 上欄の業務のうち、坑内におけるさく岩機又はびよう打機を使用するものにあつては、職業訓練開始後一年を経過するまでは作業につかせないこととし、当該業務に従事させる時間は一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について四時間を超えないこと。	5 立坑又は四十度以上の斜坑の内部においては作業させないこと。

別表第一の二（第三十五条関係）	
一 業務上の負傷に起因する疾病	物理的因子による次に掲げる疾病
1 紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	2 赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
2 電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	3 レーザー光線にさらされる業務による白内障等の眼疾患
3 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜水面病又は潜水病	4 マイクロ波にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患
4 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	5 電離放射線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
5 暑熱な場所における業務による熱中症	6 高圧室内作業又は潜水作業による潜水面病又は潜水病
6 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	7 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症
7 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	8 暑熱な場所における業務による熱中症
8 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	9 高熱物体を取り扱う業務による熱傷
9 1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因素にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	10 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷
10 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	11 1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因素にさらされる業務に起因することの明らかな疾病
11 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱	12 1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因素にさらされる業務に起因することの明らかな疾病
12 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	13 1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因素にさらされる業務に起因することの明らかな疾病
13 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	14 さく岩機、鉄打機、チエーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神經障害又は運動器障害
14 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱	15 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害
15 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの	16 かかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病

四	1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの
1	2 かかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病
2	3 はじめて坑内作業につかせて後一年間は労働安全衛生規則第四十四条の規定による健康診断を年三回以上行うこと。
3	4 上部気道に異常がなく、かつ胸部X線検査の結果異常がないこと。
4	5 満十七歳の者については、身長百五十五センチメートル以上、体重五十一キログラム以上、胸囲八十一センチメートル以上及び肺活量三千四百三十立方センチメートル以上以上であること。

5 立坑又は四十度以上の斜坑の内部においては作業させないこと。
 6 (イ) 満十六歳の者については、摂氏三十度をこえる場所では作業させないこととし、摂氏二十度をこえ摂氏二十五度以下の場所で作業させるとときは作業時間の合計が一日につき三時間、摂氏二十五度をこえる場所で作業させるとときは作業時間の合計が一日につき二時間を超えないこと。
 (ロ) 満十七歳の者については、摂氏三十四度を超える場所では作業させないこととし、摂氏二十四度をこえ摂氏二十九度以下の場所で作業させるとときは作業時間の合計が一日につき三時間、摂氏二十九度を超える場所で作業させるとときは作業時間の合計が一日につき二時間を超えないこと。

- 2 フラス樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
- 3 すず、鉱物油、うるし、テレビン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患
- 4 蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
- 5 木材の粉じん、獸毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
- 6 石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
- 7 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症
- 8 1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病
- 9 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和三十五年労働省令第六号）第一条各号に掲げる疾病
- 10 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病
- 11 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾病
- 12 動物若しくはその死体、獸毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾病
- 13 湿潤地における業務によるワイルド病等のレプトスピラ症
- 14 屋外における業務による恙虫病
- 15 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付隨する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病
- 16 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病
- 17 ベンジンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 18 ベーテナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 19 四一アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 20 四二ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 21 ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん
- 22 ベリリウムにさらされる業務による肺がん
- 23 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん又は中皮腫
- 24 石綿にさらされる業務による白血病
- 25 ベンゼンにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん
- 26 塩化ビニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 27 三・三、一ジクロロ一四・四、一ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 28 オルト一トルイジンにさらされる業務による膀胱がん
- 29 一・二一ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん
- 30 ジクロロメタンにさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
- 31 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
- 32 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
- 33 コーケス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
- 34 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん

別表第二（第四十条関係）		身体障害等級表
第一級	第二級	
（労働基準法第十二条の平均賃金の一三四〇日分）	（労働基準法第十二条の平均賃金の一九〇日分）	（労働基準法第十二条の平均賃金の二〇〇日分）
一 両眼が失明したもの	一 両眼が失明し他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの	一 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
二 両上肢の用を全廃したもの	二 両上肢の用を全廃したものの二の二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの	二 両上肢の用を全廃したものの二の二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの
三 両下肢を膝関節以上で失つたもの	三 両下肢を膝関節以上で失つたもの	三 両下肢を膝関節以上で失つたもの
四 両下肢の用を全廃したもの	四 両下肢の用を全廃したものの三の三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し随时介護を要するもの	四 両下肢を膝関節以上で失つたもの
五 削除	五 削除	五 削除
六 両上肢を肘関節以上で失つたもの	六 両上肢を肘関節以上で失つたもの	六 両上肢を肘関節以上で失つたもの
七 両上肢の用を全廃したものの二の二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの	七 両上肢の用を全廃したものの二の二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの	七 両上肢の用を全廃したものの二の二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの
八 両下肢を膝関節以上で失つたもの	八 両下肢を膝関節以上で失つたもの	八 両下肢を膝関節以上で失つたもの
九 両下肢の用を全廃したものの三の三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し随时介護を要するもの	九 両下肢の用を全廃したものの三の三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し随时介護を要するもの	九 両下肢の用を全廃したものの三の三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し随时介護を要するもの
十 削除	十 削除	十 削除
十一 その他の業務に起因することの明らかな疾病	十一 その他の業務に起因することの明らかな疾病	十一 その他の業務に起因することの明らかな疾病

（労働基準法第十二条の平均賃金の一〇五〇日分）	（労働基準法第十二条の平均賃金の九二〇日分）	（労働基準法第十二条の平均賃金の九二〇日分）	第三級	
			第一級	第二級
一 いもの	一 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの	一 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの	一 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの	一 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
二 いもの	二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの	二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの	二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの	二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
三 いもの	三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの	三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの	三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの	三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの
四 いもの	四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの	四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの	四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの	四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの
五 いもの	五 咀嚼又は言語の機能を廃したものの十指を失つたもの	五 咀嚼又は言語の機能を廃したものの十指を失つたもの	五 咀嚼又は言語の機能を廃したものの十指を失つたもの	五 咀嚼又は言語の機能を廃したものの十指を失つたもの
六 いもの	六 両耳を全く聾したものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの	六 両耳を全く聾したものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの	六 両耳を全く聾したものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの	六 両耳を全く聾したものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの
七 いもの	七 両肢を肘関節以上で失つたものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの	七 両肢を肘関節以上で失つたものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの	七 両肢を肘関節以上で失つたものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの	七 両肢を肘関節以上で失つたものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの
八 いもの	八 両手を腕関節以上で失つたものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの	八 両手を腕関節以上で失つたものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの	八 両手を腕関節以上で失つたものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの	八 両手を腕関節以上で失つたものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの
九 いもの	九 両足をリストラン関節以上で失つたものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの	九 両足をリストラン関節以上で失つたものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの	九 両足をリストラン関節以上で失つたものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの	九 両足をリストラン関節以上で失つたものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの
十 いもの	十 両手を肘関節以上で失つたものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの	十 両手を肘関節以上で失つたものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの	十 両手を肘関節以上で失つたものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの	十 両手を肘関節以上で失つたものの二の二 下肢を膝関節以上で失つたもの

様式第1号(第六条関係)

貯蓄金管理に関する協定届			
事業の種類	事業の名称	事業の所在地	
協定成立年月日	年月日	協定の当事者である労働組合の名称又は労働者代表の氏名	
労働者の管理の法による貯蓄の場合	預金者の範囲	預金者1人当たりの預金額の限度	預金の利率
そ法蓄場に金合他よ管のる理方貯	預金の受け入れ及び払戻しの方法		預金の保全の方法
管 理 の 方 法			

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者代表が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□(チェックボックスに要チェック)

上記労働者代表が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないことを。□(チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

記載心得 労働基準監督署長殿

記載心得

- 「預金の運用の方法」の欄には、貯蓄金の保全措置が預金保全委員会の設置である場合において、労働者の預け入れた預金の運用につき制限を付するときは、その方法を記入すること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第一号の三(第六条の三関係)

備考	右の者に対して、年月日届出の貯蓄金管理を継続することは、労働者の利益を著しく害すると認め、労働基準法第十八第六項の規定に基づき左記の労働者の貯蓄金の管理を中止すべきことを誓する。(中止を命ぜる理由)
年月日	記
労働基準監督署長	

この命令は不服がある場合は、この命令があつたことと起算して三年以内に労働者に對し審査請求することができる命令があつた日から一年を経過した場合を除く。この命令に対する取消訴訟においては、国を被告として訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。(この命令があつたことを知った日から起算して六箇月以内に提起すること)ができます。この命令があつた日から一年を経過した場合は、命令取消訴訟は、その審査請求する裁判の確定を受けた日の翌日から起算して六箇月以内に提起しなければならない。裁決があつた日から一年を経過した場合を除く。

貯蓄金管理中止命令書

事業の所在地

使用者 氏名

この命令は不服がある場合は、この命令があつたことと起算して三年以内に労働者に對し審査請求することができる命令があつた日から一年を経過した場合を除く。この命令に対する取消訴訟においては、国を被告として訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。(この命令があつたことを知った日から起算して六箇月以内に提起すること)ができます。この命令があつた日から一年を経過した場合は、命令取消訴訟は、その審査請求する裁判の確定を受けた日の翌日から起算して六箇月以内に提起しなければならない。裁決があつた日から一年を経過した場合を除く。

様式第二号(第七条関係)

年 月 日	事業の種類	解雇制限 解雇予告除外認定申請書	
		事業の名称	事業の所在地
労働基準監督署長職	天災地変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となる場合に該当する労働者の範囲		
使用者職氏名	業務上の傷病により療養する者	男 人	男 人
	産前産後の女性	女 人	女 人
	計	計	
	人	人	

様式第三号(第七条関係)

年 月 日	事業の種類	解雇予告除外認定申請書	
		事業の名称	事業の所在地
労働基準監督署長職	労働者氏名		
使用者職氏名	性別	年月日入	
	年月日入	種類	
	種類	労働者の責に帰すべき由	

様式第3号の2(第12条の2の2関係)

1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
業務の種類	該当労働者数 (満18歳未満の者)	変形期間 (起算日)	変形期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	協定の有効期間
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	(時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	(時間 分)	

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名
氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□(チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 1 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 2 「変形期間」の欄には、当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 3 「変形期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」の欄中に当該事項を記入しきれない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 4 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていない場合に、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 5 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第3号の3(第12条の3第2項関係)

清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号) (〒 —) (電話番号: — —)	常時雇用する労働者数	協定の有効期間
業務の種類	該当労働者数	清算期間(起算日) ()	清算期間における総労働時間	
標準となる1日の労働時間	コアタイム	フレキシブルタイム		~
				~

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名
氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□(チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 1 「清算期間(起算日)」の欄には、当該労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を()内に記入すること。
- 2 「清算期間における総労働時間」の欄には、当該労働時間制の清算期間において、労働契約上労働者が労働すべき時間を記入すること。
- 3 「標準となる1日の労働時間」の欄には、当該労働時間制において、年次有給休暇を取得した際に支払われる賃金の算定基礎となる労働時間の長さを記入すること。
- 4 「コアタイム」の欄には、労働基準法施行規則第12条の3第1項第2号の労働者が労働しなければならない時間帯を定める場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻を記入すること。
- 5 「フレキシブルタイム」の欄には、労働基準法施行規則第12条の3第1項第3号の労働者がその選択により労働することができる時間帯に制限を設ける場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻を記入すること。
- 6 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていない場合に、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 7 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号(第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届					
事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数	
該当労働者数 (満18歳未満の者) (人)	対象期間及び特定期間 (起算日) 並びに所定休日	対象期間中の各日及び各週の労働時間 (別紙)	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間 時間 分	人
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数	日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数		週	対象期間中の最も長い連続労働日数		日間
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数		週	特定期間中の最も長い連続労働日数		日間
旧協定の対象期間		旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数			時間 分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の対象期間中の総労働日数			日

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□(チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名 氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 1 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 2 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 3 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 4 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 5 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 6 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第5号(第12条の5第4項関係)

1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	常時使用する労働者数
業務の種類	該当労働者数 (満18歳以上の者)	1週間の所定労働時間	変形労働時間制による期間

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称

職名 氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□(チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名 氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 1 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 2 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第六号(第十三条第二項関係)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地	非常災害等の理由による休日労働時間延長		許可申請書 届
			時間延長を必要とする事由	時間延長を行う期 間及び延長時間	
年 月 日	休日労働を行う事由	時間延長を行なう期 間及び延長時間	休日労働を行なう	休日労働者数	
	休日労働を行なう 年月日	休日労働者数			

休日労働を必要とする事由
（不適当と認める理由）

（削除）

様式第七号(第十四条関係)

事業の名称 事業の所在地 使用者職氏名	労働基準監督署長	備考	右の者に対して、年月日届出の休日労働時間の延長が不適當と認め労働基準法第三十 二条第一項の規定に基づき、次の休憩を与えべきことを命ずる。	
			休憩 休日 時間	休憩 休日 時間
年 月 日	（不適当と認める理由）	（削除）		

備考

- 一 この命令に不服がある場合には、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、厚生労働省に対して審査請求をすることができる。命令があつた日から一年を経過した場合は除く。
- 二 この命令に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる)、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができる。命令があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができる。
- 三 ただし、命令があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に審査請求をした場合には、命令の取扱いは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から一年を経過した場合を除く。

様式第9号の2(第16条第1項関係)

時間外労働 休日労働に関する協定届						労働保険番号		
						<input type="checkbox"/>	都道府県[所管] / 基幹番号 [枝番号] / 被一括事業者番号	
						法人番号		
事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)			協定の有効期間	
		(〒 —)		(電話番号: — —)				
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる 必要的ある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		
						1日	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)
						法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)
								起算日 (年月日)
	② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者							
休日労働	休日労働をさせる 必要的ある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
上記で定める時間数にかかるわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えてならないこと。□ (チェックボックスに要チェック)								

様式第9号の2(第16条第1項関係)(裏面)

(記載心得)

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たつては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数(満18歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たつては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間(以下「法定労働時間」という。)を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかるわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となった場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反(同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金)となることに留意すること。
- (1) 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- (2) 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとに延長することができる限度となる時間数を45時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- (3) 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い(1箇月42時間、1年320時間)ことに留意すること。

5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日(1週1休又は4週4休であることに留意すること。)に労働させることができるもの日数を記入すること。

6 「労働させることができるもの休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができるもの始業及び終業の時刻を記入すること。

7 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないことを。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。

9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

(備考)

労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定(事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定)の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

時間外労働にに関する協定届 休日労働				労働保険番号	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ [医療機関(医療・登録)基幹番号] [従事者番号] □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□				
				法人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□				
様式第9号の5(第70条関係)									
事業の種類	事業の名称		事業の所在地(電話番号)		協定の有効期間				
		(〒 —)		(電話番号: — — —)					
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)				
					1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	起算日 (年月日)	所定労働時間を超える時間数 (任意)	所定労働時間を超える時間数 (任意)
					法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)			
					法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)			
①下記②に該当しない労働者									
②1年単位の変形労働時間制により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数				
						労働させる始業及び終業の時刻			

上記で定める時間数にかかるわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(医業に従事する医師は除く)。

(チェックボックスに要チェック)

【医業に従事する医師】
上記で定める時間数にかかるわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間(B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る医業に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。)については1,860時間)以下でなければならないこと(ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつては差し支えない)。

(チェックボックスに要チェック)

様式第9号の5(第70条関係)(裏面)

(記載心得)

- 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 「労働者数(満18歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 「延長することができる時間数」の欄に記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第35条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間(以下「法定労働時間」という。)を超える時間数を記入すること。
- (1) 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- (2) 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとにについての延長することができる限度となる時間数が45時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- (3) 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数が360時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
4. 様式第3について、同欄に記入する時間数にかかるわらず、医業に従事する医師以外の者については、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反(同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金)となることに留意すること。また、医業に従事する医師については、同欄に記入する時間数にかかるわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合(労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号から第4号まで又は医療法第百二十九条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令第3条第2号から第4号までに規定するところにより面接指導等を行つた場合(△水準医療機関で勤務する医師については事前の面接指導を行つた場合も含む。)を除く。)、及び1年について960時間(△水準医療機関若しくは△水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携△水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。)については1,860時間)を超えた場合には労働基準法違反(同法第141条第5項の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金)となることに留意すること。
5. ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い(1箇月42時間、1年320時間)ことに留意すること。

- 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日(1週1休又は4週4休であることに留意すること)に労働させることができるもの日数を記入すること。
- 「労働させることができる法定休日のにおける始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができるもの日始業及び終業の時刻を記入すること。
- (1) 労働基準法第36条第6項第2号及び第32条の規定を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること(医業に従事する医師は除く)。
- (2) 「医業に従事する医師」とは、労働基準法第141条第1項に規定する医師をいうこと。また、医業に従事する医師についての労働時間の上限を遵守する趣旨のチェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 9 「△水準医療機関」とは病院(医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。)若しくは診療所(同条第2項に規定する診療所をいう。)又は介護老人保健施設(介護保険法第8条第29項に規定する介護老人保健施設をいう。)若しくは介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)のうち医療法に基づく次いでの指定も受けられないものをい、△水準医療機関)とは医療法第118条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所、「連携△水準医療機関」とは同法第118条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所、「△水準医療機関」とは同法第119条第1項又は第120条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所をいうこと。
- 10 上記8(2)に探し、チェックボックスに係る記載中の面接指導及び健康確保のために必要な就業上の適切な措置とは、労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号から第4号まで又は医療法第百二十九条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令第3条第2号から第4号までに規定するものであること。
- 11 協定は、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでない。これらの要素を備た場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。
- 12 本様式をもつて協定する場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 13 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えないとこと。

(備考)

労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定(事業場内で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定)の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

様式第9号の5 (第70条関係)

時間外労働 に関する協定届 (特別条項)
休日労働

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満 に限る。ただし、②~⑤について、面接指導を実施し、健康 確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることとして いる場合はこの限りではない。)			1年 (①については720時間以内 (時間外労働のみの 時間数)、②~④については960時間以内、③~⑤ については1,860時間以内 (②~⑤は時間外労働 及び休日労働を合算した時間数)に限る。)			
				延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超え て労働させるこ とができる回数 (①については 6回以内、②~⑤ については任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数と休日 労働の時間数を合 算した時間数 (任意)	限度時間を超 えた労働に保 る割増賃金率 算した時間数 (任意)	起算日 (年月日)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超 えた労働に保 る割増賃金率
① (下記②~⑤以外 の者)										
② A水準医療機関 で勤務する医師										
③ B水準医療機関 で対象業務に從 事する医師										
④ 連携B水準医療 機関で対象業務 に従事する医師										
⑤ C水準医療機関 で対象業務に從 事する医師										

限度時間を超えて労働させる場合における手続		
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的な内容)
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと (医業に従事する医師は除く)。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)		
【医業に従事する医師】 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間 (B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師 (当該指定に係る派遣に係るものに限る。) については1,860時間) 以下でなければならないこと (ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない)。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)		
③~⑤の場合、都道府県知事からB水準医療機関、連携B水準医療機関又はC水準医療機関としての指定を受けていること。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)		
協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を講ずること。		
1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間に到達する前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行うこと (②で疲労の蓄積が認められない場合は、100時間以上となつた後での面接指導でも差し支えない)。また、面接指導を行つた医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)		
1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)		
③~⑤の場合、1年の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が960時間を超えることが見込まれる者に対して、勤務間インターバルの確保等により休息時間を確保すること。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)		

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名
氏名

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
 (チェックボックスに要チェック)
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。
 (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長殿

様式第9号の5(第70条関係)

(記載の件)

- 1 労働基準法第36条第1項の規定において同法第141条第2項に規定する事項に関する定めを継続した場合における本様式の記入に当たつては、次のとおりとすること。
- (1) 「(A水準医療機関)」とは病院(医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう)、若しくは診療所(同第2項に規定する診療所をいう)又は介護老人保健施設(介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう)、若しくは介護医療院(同法第29項に規定する介護医療施設をいう)のうち医療法にに基づく次のいずれの認定を受けているもののをいい、「(B水準医療機関)」とは医療法第113条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「(C水準医療機関)」とは法第118条第1項の規定による認定を受けた病院又は診療所を、「(D水準医療機関)」とは同法第119条第1項又は第120条第1項の規定による認定を受けた病院又は診療所をいふこと。
- (2) 「[職時の]限度時間を超えて労働せることができる場合」の欄には、当該事業場における通常予見することができない業務量の大幅な増加に伴う職時の限度時間を超えて労働せざるを要がある場合をできる限り具体的に記入すること。なお、業務の都合上必要な場合、業務上やむを得ない場合等恒常的な長時間労働を招くおそれがあるもの記入することは認められないことに留意すること。
- (3) 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を本件的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上の特に有害な業務について協定した場合には、当該業務との他の業務と別に記入すること。なお、業務の種類を記入するに當たつては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- (4) 「労働者数(満18歳以上の人)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができるもの数を記入すること。
- (5) 「起算日」の欄には、本様式における「時間外労働・休日労働に関する規定」の起算日と同じ年月日を記入すること。
- (6) 「延長することができる時間数及び休日労働の時間」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働せることができるまでの時間数及び休日労働の時間(以下「法定労働時間」という)を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数であつて、「起算日」において定めた日から1箇月以上ごとに記入することができる限度となる時間数を100時間未満の範囲内で記入すること。(医業に從事する医師については、労働基準法施行規則第69条の2第2項から第4項まで又は医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十四条第一項の厚生労働省令で定める者令第3条第1項第2項から第4項までで規定するところにより、時間外労働・休日労働を実施し、健診権のため必要な就業上の適切な措置を講ずることとしている場合を除く。)なお、所定労働時間を超える時間数についても記入する場合には、所定労働時間を超える時間数を休日労働と合算した総時間数を記入することができる。
- 「延長することができる時間数」の欄には、法定労働時間を超えて延長せることができる時間数を記入すること。「1年」につなげては、「算定日」において定めた日から1年に亘りの延長せることができない限度となる時間数を、医業に従事する医師以外の者について(20時間の範囲内、医業に従事する医師については90時間)医業に従事する医師については90時間又は30万円以下の罰金となることに留意すること。また、医業に従事する医師については、これらの欄に記入する時間数にかからず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合(労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号から第4項まで又は医療法第百二十九条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一項第二項の厚生労働省令で定める時間数を定めた者令第3条第1項第2号から第4号までで規定するところにより曲折措等を行つた場合)(A水準医療機関で労働する医師については事後の曲折措等を行つた場合も含む。)を除く。)、及び1年について90時間(休日労働を含む)又は30万円以下の罰金となることに留意すること。また、医業に従事する医師については、これらの欄に記入する時間数にかからず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合(労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号から第4号まで又は医療法第百二十九条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一項第二項の厚生労働省令で定める時間数を定めた者令第3条第1項第2号から第4号までで規定するところにより曲折措等を行つた場合)(A水準医療機関で労働する医師については事後の曲折措等を行つた場合も含む。)を除く。)、及び1年について90時間(休日労働を含む)又は30万円以下の罰金となることに留意すること。
- (7) 「医業に従事する医師の者については、「限度時間を超えて労働せることができる時間数」の欄には、限度時間(1箇月45時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間により労働する者のについては、42時間))を超えて労働せることができる回数を記入すること。
- (8) 「限度時間を超えて労働する場合の賃増益率」の欄には、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を記入すること。なお、該料金算定の半数は法定増益率とする。
- (9) 「限度時間を超えて労働させる場合における手続」の欄には、協定の締結当事者の間の手続として、「協議」、「通告」等具体的な内容を記入すること。

様式第9号の6(第70条関係)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	時間外労働 休日労働			期間
			業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)
① 下記②に該当しない労働者						
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者						
休日労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働せることができる休日 並びに始業及び終業の時刻		期間

決議の成立年月日 年 月 日

委員会の委員数()人

任期を定めて指名された委員	委員の氏名	その他の委員

決議は、上記委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである。

委員会の委員の過半数について任期を定めて指名した労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名

委員会の委員の過半数について任期を定めて指名した労働組合(労働者の過半数を代表する者)

上記委員会の委員の過半数について任期を定めて指名した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の過半数について任期を定めて指名した労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□(チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名

氏名

-----労働基準監督署長 殿

(10) 「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福利を確保するための措置」の欄には、以下の番号を「(該当する番号)」に記入して記入した上で、その具体的な内容を「(具体的な内容)」に記入すること。
 ① 労働時間がを超えた労働者による定期的実績を実施すること。
 ② 労働基準法第37条第4項に規定する定期的時間外労働する回数を1ヶ月について一定回数以内とすること。
 ③ 終業から始業までの一定時間内における休息時間を確保すること。
 ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代休休日又は特別な休暇を付与すること。
 ⑤ 労働者の勤務状況及び子供の健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
 ⑥ 年次有給休暇についてまとまつた日数を統一して取得すること。
 ⑦ 心からどの健康問題について的確口意を設置すること。
 ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、定期的実績を実施すること。
 ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言、指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。
 ⑩ その他

2 (1) 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日より2箇月から6箇月以内の期間を指すことを意味すること。また、チェックボックスにチェックがない場合は何等の規定上は有効な協定とはならぬことに留意すること。
 (2) 「医業に従事する医師についての協定等」とは、労働基準法第1項に規定する医師をいうこと。
 (3) 医業に従事する医師についての協定等の上の位置を確保する趣旨のチェックボックスに係る記載並びに協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合のチェックボックスに係る記載並びに協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が90時間未満の場合は、労働基準法第百二十九条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一項第一項の所定労働時間で定める者令第3条第2号から第4号までに規定するものであること。
 (4) 1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が105時間(労働法施行規則に定める時間)を超えた場合は行うべき労働時間短縮のための具体的な措置は、医療法第106条第6項に規定する措置すること。
 (5) 1年間の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が900時間を超えたことが見込まれる者に対する行わるべき勤務開インターバルの確実性による労働時間の確保は、医療法第123条第1項及び第2項に規定するものとすること。
 (6) 医業に従事する医師についての協定等の上に記載されている協定等が設けられる限りの項目の中、該当する項目であるにもかかわらず、チェックボックスにチェックがなされた場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
 3 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。また、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第106条第2号による協定等の上に記載された監督者は晋徳の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等を定めることを明確にして実施される投票、挙手等の方法による手続きによって選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの選択を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。
 4 本様式をもつて協定とする場合においては、協定の当事者の労働双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
 5 本様式で記入部分が延びる場合は同一様式を使用すること。この場合、必要な事項のみ記入することで差し支えないと

(9) 「(該当する番号)」に記入して記入した上で、その具体的な内容を「(具体的な内容)」に記入すること。

様式第9号の6(第70条関係)(裏面)

記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について決議をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数(満18歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数について記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - (1) 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間(以下「法定労働時間」という。)を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。
 - (2) 「1日を超える一定の期間(起算日)」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、決議で定められた1日を超える3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該決議で定められた全ての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。
- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い(1箇月42時間、1年320時間)ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日(1週1休又は4週4休であることに留意すること。)であつて労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 6 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができるものと定める日を記入すること。
- 7 「任期を定めて指名された委員」の欄には、労働基準法第38条の4第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な決議とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

様式第9号の7(第70条関係)

時間外労働
休日労働 に関する労働時間等設定改善委員会の決議届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)			
① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数		期間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)	
② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者							
休日労働をさせる必要のある具体的な事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻		期間
決議の成立年月日 委員会の委員数()人	年 月 日						

委員の氏名				その他委員			
推薦に基づき指名された委員							

決議は、上記委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである。

委員会の委員の半数の推薦者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名
委員会の委員の半数の推薦者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()
上記委員会の委員の半数の推薦者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数の推薦者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□(チェックボックスに要チェック)
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□(チェックボックスに要チェック)

年 月 日	使用者 職名
-----	労働基準監督署長 殿 氏名

様式第9号の7(第70条関係)(裏面)

記載心得

1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について決議をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

2 「労働者数(満18歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数について記入すること。

3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。

(1) 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させができる最長の労働時間(以下「法定労働時間」という。)を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。

(2) 「1日を超える一定の期間(起算日)」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、決議で定められた1日を超えて3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該決議で定められた全ての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての延長することができる限度となる時間を記入すること。

4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い(1箇月42時間、1年320時間)ことに留意すること。

5 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日(1週1休又は4週4休であることに留意すること。)であつて労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。

6 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。

7 「推薦に基づき指名された委員」の欄には、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則第1条第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に規定する推薦等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な決議とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

様式第十号(第二十三条関係)

年 月 日	労働基準法監査署長職	直 勤 務 の 態 様	直 日	直 勤 務 の 態 様	宿 就 寝 設 備	宿 員 員 数	事業 の 種 類	断続的 な宿直 又は日直 勤務許可 申請書
			直 勤 務 の 員 員 数	一 回 の 日 直 員 員 数	一 回 の 宿 直 員 員 数			
使用者 職 氏 名							事業 の 名 称	事業 の 所 在 地
							了宿直時刻登録の開始及び終了時刻登録の開始及び終了	
							の一日直回数における一人	の宿直期間における一人
							一 回 の 宿 直 手 当	一 回 の 宿 直 手 当

様式第十一号(第二十四条関係)

年 月 日	労 働 基 準 監 督 署 長 殿	使 用 者 職 氏 名	業務の種類 (就業の場所)	鉱 種	集団入坑の場合の時間計算特例許可申請書	
					事業の名称	
					一日の員数	
					入坑に要する時間	

様式第12号(第24条の2第3項関係)

事業場外労働に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		
		1日の所定労働時間	協定で定める時間	協定の有効期間
業務の種類	該当労働者数			
時間外労働に関する協定の届出年月日				

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称

又は労働者の過半数を代表する者の 氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

(上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□(チェックボックスに要チェック))

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□(チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

1 「時間外労働に関する協定の届出年月日」の欄には、当該事業場における時間外労働に関する協定の届出の年月日(届出をしていない場合はその予定期間)を記入すること。

2 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。

3 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第13号(第24条の2の2第4項関係)

専門業務型裁量労働制に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)			
業務の種類	業務の内容	該当労働者数	1日の所定労働時間	協定で定める労働時間	労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置(労働者の労働時間の状況の把握方法)		労働者からの苦情の処理に関する講ずる措置
				()			
				()			
				()			
				()			
				()			

時間外労働に関する協定の届出年月日

協定の成立年月日 年 月 日

職名

氏名

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の)

協定の当事者(労働者の過半数の代表する者の場合)の選出方法()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□(チェックボックスに要チェック)

年 月 日 使用者 職名
労働基準監督署長殿 氏名

記載心得

- 「業務の内容」の欄には、業務の性質上当該業務の遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要がある旨を具体的に記入すること。
- 「労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置(労働者の労働時間の状況の把握方法)」の欄には、労働基準法第38条の第1項第4号に規定する措置の内容を具体的に記入することとともに、同号の労働時間の状況の把握方法を具体的に()内に記入すること。
- 「労働者からの苦情の処理に関する講ずる措置」の欄には、労働基準法第38条の第1項第5号に規定する措置の内容を具体的に記入すること。
- 「時間外労働に関する協定の届出年月日」の欄には、当該事業場における時間外労働に関する協定の届出の年月日(届出をしていない場合はその予定年月日)を記入すること。ただし、協定で定める時間が労働基準法第32条又は第40条の労働時間を超えない場合には記入を要しないこと。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の第2項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの方を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第13号の2(第24条の2の3第1項関係)

企画業務型裁量労働制に関する決議届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
業務の種類		労働者の範囲(職務経験年数、職能資格等)		労働者数	決議で定める労働時間	
労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置(労働者の労働時間の状況の把握方法)	()					
労働者からの苦情の処理に関する講ずる措置						
労働者の同意を要しなければならないこと及び同意をしたった労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないことについての決議の有無	有	・	無			
労働時間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置として講じた措置、労働者からの苦情の処理に関する措置として講じた措置並びに労働者の同意を要することについての決議の有無	有	・	無			

決議は、上記委員の5分の4以上の多数による決議により行われたものである。

委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名

委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()

上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働者の過半数を代表する者であること。□(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□(チェックボックスに要チェック)

年 月 日 使用者 職名
労働基準監督署長殿 氏名

記載心得

- 「業務の種類」の欄には、労働基準法第38条の第1項第1号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入すること。
- 「労働者の範囲(職務経験年数、職能資格等)」の欄には、労働基準法第38条の第1項第2号に規定する労働者の範囲について、必要とされる職務経験年数、職能資格等を具体的に記入すること。
- 「決議で定める労働時間」の欄には、労働基準法第38条の第1項第3号に規定する対象労働者の労働時間として算定される時間を記入すること。
- 「労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置(労働者の労働時間の状況の把握方法)」の欄には、労働基準法第38条の第1項第4号に規定する措置の内容を具体的に記入するとともに、同号の労働時間の状況の把握方法を具体的に()内に記入すること。
- 「労働者からの苦情の処理に関する講ずる措置」の欄には、労働基準法第38条の第1項第5号に規定する措置の内容を具体的に記入すること。
- 「任期を定めて指名された委員」の欄には、労働基準法第38条の第4項第5号に規定する措置の内容を具体的に記入すること。
- 「任期を定めて指名された委員」の欄には、労働基準法第38条の第4項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の第2項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの方を満たさない場合には、有効な決議とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 「運営規程に含まれている事項」の欄には、該当する事項を○で記すこと。

様式第13号の4(第24条の2の5第1項関係)

企画業務型裁量労働制に関する報告

報告期間 年 月から 年 月まで

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)
業務の種類	労働者の範囲	労働者数	労働者の労働時間の状況 (労働時間の把握方法)	労働者の健康及び福祉を確保する措置の実施状況
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長 殿

記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第1号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入すること。
- 2 「労働者の範囲」及び「労働者数」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第2号に規定する労働者として決議した労働者の範囲及びその数を記入すること。
- 3 「労働者の労働時間の状況」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第4号に規定する労働時間の状況として把握した時間のうち、平均的なもの及び最長のものの状況を具体的に記入すること。また、労働時間の状況を実際に把握した方法を具体的に()内に記入すること。
- 4 「労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況」の欄には、労働基準法第38条の4第1項第4号に規定する措置として講じた措置の実施状況を具体的に記入すること。

様式第十三号の五(第三十三条関係)

労働基準監督署長殿	使用者 職氏名	年 月 日	様態の務勤	もにする者	施設の種類	休憩自由利用除外許可申請書
			児童と起居をと	職	施設の名称	
			員	名	施設の所在地	
			児童	数		

年 月 日		監 視		事業 の 種 類		監 視 に 從 事 す る 者 に 對 す る 適用 除 外 許 可 申 請 書	
労 働 基 準 監 督 署 長 殿	使 用 者 職 氏 名	業 務 の 種 類	員 数	事 業 の 名 称		事 業 の 所 在 地	
				断 続 的 労 働 視 視	勞 働 の 態 様		

様式第14号の2(第34条の2第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数	決議の有効期間	
(〒 — —)		(電話番号: — — —)						
業務の種類及びその分類		労働者の範囲		労働者数	支払われると見込まれる賃金の額	同意を得る方法	再決議しない限り更新されない旨の決議の有無	有・無
()								
()								
()								
()								
労働者の健康管理時間 の把握方法		事業場内にいた時間(決議において除くとした労働時間以外の時間) 事業場外において労働した時間(自己申告によることとした場合のやむを得ない理由)		()		()		
1年間を通じ104日以上、かつ、4週間を通じ4日以上の休日を当該決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が与えることについての決議の有無						有・無		
選択的措置の種類及びその具体的な内容				()		()		
労働者の健康及び福祉を確保するための措置の種類及びその具体的な内容				()		()		
同意の撤回に関する手続								
労働者からの苦情の処理について講ずる措置								
労働者の同意を得なければならないこと及び同意をしなかつた労働者(同意を撤回した労働者を含む。)に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことについての決議の有無						有・無		
委員会の開催頻度及び開催時期		労働者の健康管理等を行うに必要な知識を有する医師の選任(常時50人未満の労働者を使用する事業場に限る。)				有・無		
同意及びその撤回、合意に基づき定められた顧客の内容、支払われると見込まれる賃金の額、健康管理時間の状況、休日を確保する措置の実施状況、選択的措置の実施状況、労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況並びに労働者からの苦情の処理について講ずる措置の実施状況に関する労働者ごとの記録並びに医師の選任(常時50人未満の労働者を使用する事業場に限る。)に関する記録を決議の有効期間中及び当該有効期間の満了後3年間保存することについての決議の有無						有・無		
決議の成立年月日		年 月 日		運営規程に含まれている事項				
委員会の委員数	運営規程 有・無	委員会の同意の有無		開催に関する事項・議長の選出に関する事項・決議の方法に関する事項・定足数に関する事項・委員会への情報開示に関する事項				
		有・無	有・無	任期を定めて指名された委員		その他の委員 氏名		
氏名		任期						

決議は、上記委員の5分の4以上の多数により行われたものである。

委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名
氏名

委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()

上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□(チェックボックスに要チェック)

年
月
日使用者
職名
氏名

.....労働基準監督署長殿

様式第14号の2(第34条の2第1項関係)(裏面)

記載心得

- 1 「業務の種類及びその分類」の欄には、労働基準法第41条の2第1項第1号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入するとともに、労働基準法施行規則第34条の2第3項各号に掲げる対象業務のうちいずれに該当するものを以下の番号から選択して()内に記入すること。
- ① 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
 - ② 資産運用(指図を含む。以下この②において同じ。)の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務
 - ③ 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務
 - ④ 職務の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務
 - ⑤ 新たな技術・商品又は役務の研究開発の業務
- 2 「労働者の範囲」の欄には、当該事業場における対象労働者の範囲を具体的に記入すること。なお、労働基準法第41条の2第1項第2号イ及びロに該当しなければならないこと。また、職位等により限定する場合には当該職位等を具体的に記入すること。
- 3 「支払われる」と見込まれる賃金の額」の欄には、同意の対象となる期間中に労働契約により、使用者から支払われることが確実に見込まれる賃金の額を1年間当たりの賃金の額に換算した額を記入すること。また、同一の業務の種類及びその分類において労働者が複数いる場合は、当該労働者のうち、記入すべき額が最も低い者の額を記入すること。
- 4 「同意を得る方法」の欄には、労働者本人の同意を得る時期、方法等を具体的に記入すること。なお、労働基準法施行規則第34条の2第2項に規定する方法に該当しなければならないこと。
- 5 労働基準法施行規則第34条の2第2項の要件を遵守する趣旨のチェックボックスは、同意を得るに当たって、①労働基準法第3章の規定が適用されない旨、②同意の対象となる期間及び③適用される期間における支払われると見込まれる賃金の額を明示することを確認することである。
- 6 「労働者の健康管理時間の把握方法」の欄に入り当たっては、次のとおりとすること。
- (1)「事業場内にいた時間」の欄には、事業場内にいた時間の把握方法を具体的に記入すること。なお、労働基準法施行規則第34条の2第8項本文に規定する方法に該当しなければならないこと。また、委員会において事業場内にいた時間から労働時間以外の時間を除くことを決議したときは、当該決議において除くこととした労働時間以外の時間の内容や性質を具体的に()内に記入すること。なお、決議において除くこととした労働時間以外の時間について、手待ち時間を含めることや一定時間数を一律に除くことは認められないこと。
 - (2)「事業場外において労働した時間」の欄には、事業場外において労働した時間の把握方法を具体的に記入すること。なお、労働基準法施行規則第34条の2第8項に規定する方法に該当しなければならないこと。また、やむを得ない理由により当該時間を自己申告により把握する場合には、やむを得ない理由を具体的に()内に記入すること。
- 7 「選択的措置の種類及びその具体的な内容」の欄には、労働基準法第41条の2第1項第5号に規定する措置について、以下の番号から選択して記入した上で、その具体的な内容を()内に記入すること。
- ① 労働者ごとに始業から24時間経過するまでに11時間以上の継続した休息時間を確保し、かつ、労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について4回以内とすること。
- 8 「1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1箇月100時間又は3箇月240時間を超えない範囲内とする」という内容を()内に記入すること。
- 9 「1年に1回以上の継続した2週間(労働者が請求した場合においては、1年に2回以上の継続した1週間)について、休日をえること。」「1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間が1箇月当たり80時間を超えた場合又は労働者からの申出があった場合に健康診断を実施すること。」「労働者の健康及び福祉を確保するための措置の種類及びその具体的な内容」の欄には、労働基準法第41条の2第1項第6号に規定する措置について、以下の番号から選択して記入した上で、その具体的な内容を()内に記入すること。
- ① 労働基準法第41条の2第1項第5号から二までに掲げるいずれかの措置であつて、同項の決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が講ずることとした措置以外のもの
 - ② 健康管理時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導を行うこと。
 - ③ 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
 - ④ 対象労働者の心からだの健康問題についての相談窓口を設置すること。
 - ⑤ 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
 - ⑥ 産業医等による助言若しくは指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けること。
- 10 「同意の撤回に関する手続」の欄には、撤回の申出先となる部署及び担当者、撤回の申出の方法等を具体的に記入すること。
- 11 「労働者からの苦情の処理について講ずる措置」の欄には、苦情の申出先となる部署及び担当者、取り扱う苦情の範囲、処理の手順、方法等を具体的に記入すること。
- 12 「委員会の開催頻度及び開催時期」の欄には、労働基準法第41条の2第1項に規定する委員会の開催頻度及び開催時期を具体的に記入すること。なお、労働基準法第41条の2第2項の規定による報告の内容に關し委員会において調査審議し、必要に応じて決議を見直す観点から、少なくとも6箇月に1回、当該報告を行う時期に開催しなければならないこと。
- 13 「労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の選任」は、當時50人未満の労働者を使用する事業場においては、必ず兼任しなければならないこと。
- 14 「任期を定めて指名された委員」の欄には、労働基準法第41条の2第3項において準用する同法第38条の2第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な決議とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていない場合に、當該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 15 「運営規程に含まれている事項」の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

様式第14号の3(第34条の2の2第1項関係)

労働保険番号	<input type="checkbox"/>																		
[都道府県]	所轄	管轄	基幹番号				枝番号				統一基幹事業場番号								
法人番号	<input type="checkbox"/>																		

高度プロフェッショナル制度に関する報告

報告機関	年 月から 年 月まで
------	-------------

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)				常時使用する労働者数 (制度の適用労働者数)
		(〒 一) (電話番号: ー ー)				
業務の種類及びその分類	労働者の範囲	同意した労働者数 (同意を撤回した労働者数)	労働者の健康管理時間の状況 (健康管理時間の把握方法)	労働者の休日の取得状況	選択的措置の実施状況	労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況
()			最長の者 平均		()	()
()			() 決議した時間を除いた場合□	4週間を通じ4日以上 の休日の確保 □	()	()
()			最長の者 平均		()	()
()			() 決議した時間を除いた場合□	4週間を通じ4日以上 の休日の確保 □	()	()
()			最長の者 平均		()	()
()			() 決議した時間を除いた場合□	4週間を通じ4日以上 の休日の確保 □	()	()

年 月 日

使用者 氏名
職名

労働基準監督署長殿

様式第14号の3(第34条の2の2第1項関係)(裏面)

記載心得

- 1 「業務の種類及びその分類」の欄には、労働基準法第41条の2第1項第1号に規定する業務として決議した業務を具体的に記入するとともに、労働基準法施行規則第31条の2第3項各号に掲げる対象業務のうちいずれに該当するものを以下の番号から選択して()内に記入すること。
 - ① 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
 - ② 資産運用(指図を含む。以下この②において同じ。)の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務
 - ③ 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務
 - ④ 顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務
 - ⑤ 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務
- 2 「労働者の範囲」の欄には、労働基準法第41条の2第1項第2号に規定する労働者として決議した労働者の範囲を記入すること。また、「同意した労働者数(同意を撤回した労働者数)」の欄には、当該報告期間中に労働基準法第41条の2第1項の同意をした労働者数及び当該同意を撤回した労働者数を業務の種類ごとに記入すること。
- 3 「労働者の健康管理時間の状況(健康管理時間の把握方法)」の欄には、労働基準法第41条の2第1項第3号に規定する健康管理時間として把握した時間のうち、当該報告期間中に対象業務に従事した労働者の中でも1箇月当たりの健康管理時間数が最長であった者の当該1箇月当たりの健康管理時間数及び当該報告期間中に対象業務に従事した労働者全員の1箇月当たりの健康管理時間数の平均値を業務の種類ごとに具体的に記入すること。なお、時間数については、小数点第二位を四捨五入して記入すること。また、健康管理時間を実際に把握した方法を具体的に()内に記入するとともに、チェックボックスは、事業場内において時間から決議で定める労働時間以外の時間を除いた場合にチェックすること。
- 4 「労働者の休日の取得状況」の欄には、対象労働者の休日の取得状況について、当該報告期間中に対象業務に従事した期間が最も長い者の当該従事した期間及び休日の取得日数を記入すること。なお、当該最も長い者が複数いる場合はそれらの者のうち休日の取得日数が最も少ない者の取得日数を記入すること。

また、チェックボックスは、当該報告期間中に対象業務に従事した労働者全員が4週間に通じ4日以上の休日を取得した場合にチェックすること。

- 5 「選択的措置の実施状況」の欄には、労働基準法第41条の2第1項第5号に規定する措置として講じた措置について、以下の番号から選択して記入した上で、その実施状況を具体的に()内に記入すること。

① 労働者ごとに始業から24時間を超えるまでに11時間以上の継続した休息時間を確保し、かつ、労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間にいて労働させる回数を1箇月について4回以内すること。

② 1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1箇月100時間又は3箇月240時間を超えない範囲内とすること。

③ 1年に1回以上の継続した2週間(労働者が請求した場合においては、1年に2回以上の継続した1週間にについて、休日を与えること。

④ 1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間が1箇月当たり80時間を超えた場合又は労働者からの申出があった場合に健康診断を実施すること。

- 6 「労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況」の欄には、労働基準法第41条の2第1項第6号に規定する措置として講じた措置について、以下の番号から選択して記入した上で、その実施状況を具体的に()内に記入すること。

① 労働基準法第41条の2第1項第5号イからニまでに掲げているかの措置であつて、同項の決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が講ずることとした措置以外のもの

② 健康管理時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導を行うこと。

③ 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代休日又は特別な休暇を付与すること。

④ 対象労働者の心からだの健康問題についての相談窓口を設置すること。

⑤ 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。

⑥ 産業医等による助言若しくは指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けること。

		事業の種類		事業の名称		事業の所在		事業の全労働者数		月報請書に開示する旨別紙 ※月報請書に開示する旨別紙の認定番号
契約期間及び労働許可権種別及 び労働許可権種別及 び訓練課程及び	職業訓練形態	所属団体名	所 属 團 體 所 在 地	訓練生数	契約期間					
場所及び講習会開催の定期的 及び他者による講習会開催の定期的 並びに講習会開催の定期的	訓練課程及び	業務規定	使用者登記	使用者登記	使用者登記	使用者登記	使用者登記	使用者登記	使用者登記	使用者登記
年次有給休暇の日数										

年 月 日

使用者 職 氏

名

労働局長 聲

備考
職業能力開発促進法第14条第1項の認定を受けて、その監督官である事業主に雇用されると共に就して職業訓練を行ふ団体(以下「共同職業訓練団体」といふ)におけるは、当

該団体の構成員に係る申請書の提出は、一括して行うもの。
記載心得
 一、訓練生数の欄には、各訓練年度を通じた訓練生の総数について記載するもの。
 二、職業訓練施設の欄には、共同職業訓練の場合は、並列職業訓練の別を記載するもの。
 三、所属団体名の欄には、共同職業訓練の場合に於いてその所屬する共同職業訓練団体名を記載するもの。
 四、就業場所の欄には、当該事業に就かせる場合について当該事業場、共同職業訓練施設の名を記載するもの。
 五、年次有休日数の欄には、未就学者である訓練生に関するるものと記載するもの。
 六、※印の欄は、本件新可申請を職業能力開発促進法第114条第1項の認定の申請と同時にを行う場合には、記載する必要がなくなり。

様式第十五号(第四十一条関係)

		業務傷病に関する重大過失認定申請書	
		事業の種類	事業の名称
		労働者の氏名	事業の所在地
		年令	
		性別	
		の負傷疾病	
		傷病の部位及び症状	
労働者	年月日		
使用者	職名		

様式第十六号 削除
様式第十七号 (第五十条関係)

就業規則変更命令書	
事業の名称	事業の所在地
事業者代表者氏名	使用者職員氏名
右の者に対し、労働基準法第九十一条第二項の規定により、その就業規則の中次の事項について 変更すべきことを命ずる旨	
一 (変更を命ずる理由)	
年 月 日	
労働基準監督署長	
備考	
<p>一 この命令に不服がある場合には、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して二箇月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。命令があつた日から一年を経過した場合は、この命令に対する取扱いを除く。</p> <p>二 この命令に對する取扱いについては、國を被害として訴訟において國を代表する者は法律大臣となる。この命令があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができる。命令があつたことを知った日の翌日から一年を経過した場合は、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して二箇月以内に審査請求をした場合には、命令の取消請求は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して六箇月以内に提起しなければならない。裁決があつた日から一年を経過した場合は除く。</p>	

様式第18号 (第52条関係)
(第52条関係)

労働基準監督官証票			
第一面			
第 号 年 月 日交付	氏 名		
労働基準監督官	厚生労働省労働基準局印		
(医師である労働基準監督官については、医師免許番号)			

(第二面)

写 真	年 月 日 生

(第三面)

労働基準法(抄)

(労働基準監督官の権限)

第101条 労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。

2 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

第102条 労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う。

第103条 労働者を就業させる事業の附属寄宿舎が、安全及び衛生に関して定められた基準に反し、且つ労働者に急迫した危険がある場合においては、労働基準監督官は、第96条の3の規定による行政官庁の権限を即時に行うことができる。

(第四面)

最低賃金法(抄)

(労働基準監督官の権限)

第32条 労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができる。

2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第33条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による司法警察員の職務を行う。

(第五面)

じん肺法(抄)

(労働基準監督官の権限)

第42条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要な限度において、粉じん作業を行なう事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿書類を検査し、又は粉じんの測定若しくは分析を行なうことができる。

2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第43条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による司法警察員の職務を行なう。

(第六面)

労働安全衛生法(抄)

(労働基準監督官の権限)

第91条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 医師である労働基準監督官は、第68条の疾病にかかつた疑いのある労働者の検診を行なうことができる。

3 前2項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第92条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による司法警察員の職務を行なう。

(使用停止命令等)

第98条 (第1項及び第2項 略)

3 労働基準監督官は、前2項の場合において、労働者に急迫した危険があるときは、これらの項の都道府県労働局又は労働基準監督署長の権限を即時に行うことができる。

(第七面)

家内労働法(抄)

(労働基準監督官の権限)

- 第30条 労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者の営業所又は家内労働者が業務に従事する場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り、家内労働者及び補助者に危害を与える物若しくはその疑いのある物であつて厚生労働省令で定めるものを收去することができる。
- 2 前項の規定による立入検査等をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による司法警察員の職務を行なう。

(第八面)

作業環境測定法(抄)

(労働基準監督官の権限)

- 第39条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。
- 2 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第40条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による司法警察員の職務を行う。

(第九面)

賃金の支払の確保等に関する法律(抄)

第11条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による司法警察員の職務を行なう。

(立入検査)

第13条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

(第2項 略)

- 3 前2項の場合において、労働基準監督官及び前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(縦7.0センチメートル 横11.0センチメートル)

様式第十九号(第五十三条関係)

履歴	死又退 亡は職		性別 氏名	労 働 者 名 簿		
	むる理由に雇用の事由、あらゆる場合が職務の合意の由	年月日 生年月日				

様式第20号(第55条関係)

氏 名 性 別			賃金台帳(當時使用される労働者に対するもの)														
賃期 金 計 算 間	労 働 日 数	労 働 時 間 数	休時 日 間	早時 出 間	深時 夜 間	基本 賃 金	所割定 増 賃 金 外 金	手 当			小 計	臨 時 の 給 与	賞 与	合 計	控除金		実 物 給 与
								手	当	小					控除金	控除金	

記載心得

- 一 氏名は当該事業場で使用する労働者番号をもつて代えることができる。
- 二 残業又は休日労働が深夜に及んだ場合には、深夜の部分の残業労働時間数を深夜労働時間数の欄にも記入すること。
- 三 実物給与の欄には、当該賃金計算期間において支給された実物給与の評価額をその種類ごとに記入すること。

様式第21号（第55条関係）

賃金台帳（日雇い入れられる者に対するもの）

支 払 月 日	氏 名	性 別	労 働 日 数	労 働 時 間 数	早 時 出 間 残 業 数	深 時 夜 間 労 働 数	基 本 賃 金	所 割 定 時 間 外 賃 金	手 当			計	控 除 額	実 物 給 与

記載心得

一 残業又は休日労働が深夜に及んだ場合には、深夜の部分の残業労働時間数を深夜労働時間数の欄にも記入すること。

二 実物給与の欄には、当該賃金計算期間において支給された実物給与の評価額をその種類ごとに記入すること。

様式第23号の2（第57条関係）

適用事業報告

事業の種類		事業の名称	事業の所在地（電話番号）		
労 働 者 数	種 別	満十八歳以上	満十五歳以上 満十八歳未満	満十五歳未 満	計
	通勤	男			
		女			
	勤務	計			
	寄宿	男			
		女			
	総計				
備 考					

年　月　日

使用者　職　氏　名

労働基準監督署長殿

記載心得

一 坑内労働者を使用する場合は、労働者数の欄にその数を括弧して内書すること。

二 備考の欄には適用年月日を記入すること。

様式第24号(第57条関係)

80201

預金管理状況報告

(9 : 令和 → 年度分)

ページ / 総ページ

受付印

労働保険番号	[府県]所掌管轄[基幹番号]技番号[括一括事業場番号]												事業の名称				
事業の種類	当該年度末の労働者数												事業の所在地				
貯蓄金管理協定届出年月日	年月日												区分	・本社 1 ・本社一括管理の支社、支店等 2 ・支社、支店等であって独自に管理 3	事業場の業種	企業の業種	
														職員記入欄 ※記入不要			
預金の種類		預金の状況(1:普通預金 3:定期預金 5:住宅積立預金 7:その他の積立預金 9:その他の預金)												合計			
項目	割分厘毛				割分厘毛				割分厘毛				割分厘毛				
貯蓄金管理協定に定められた預金の利率																	
預金額	当該年度当初の預金額(a)	十億	百万	千円	当該年度中の預金受入額(b)	十億	百万	千円	当該年度中の預金払戻額(c)	十億	百万	千円	当該年度末の預金額(a+b-c)	十億	百万	千円	
預金台帳数	当該年度当初の預金者数	人				人				人				人			
当該年度末の預金者数	人				人				人				人				
当該年度中の預金の保全の状況	<input type="checkbox"/> 保証契約の締結 ・保証人 ・保証の範囲		<input type="checkbox"/> 信託契約の締結 ・受託者 ・信託財産の内容		<input type="checkbox"/> 質権の設定 ・質権の目的物 ・価額		<input type="checkbox"/> 抵当権の設定 ・抵当権の対象物 ・範囲 ・順位		保全委員会方式 ・保全委員会の開催状況		<input type="checkbox"/> 貯蓄金管理勘定		<input type="checkbox"/> 支払準備金制度 ・支払準備金の内容				
保全措置																	
不要の特殊法人等																	

年月日
労働基準監督署長殿

使用者職氏名

様式第24号(第57条関係)(裏面)

備考

- 1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置(OCIR)で直接読み取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は空欄のまますること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明りよう記入すること。
- 4 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 5 「当該年度末の労働者数」の欄には、事業場の本年3月31日現在の労働者数を記入枠に右に詰めて記入すること。
- 6 「区分」の欄には、本報告の対象事業場が本社である場合「1」を記入すること。
- 7 本報告の対象事業場が支社、支店等であつて、社内預金の管理を本社で一括管理している場合の支社、支店等である場合「2」を記入すること。
- 8 「当該年度中の預金の保全の状況」の欄には、前年4月1日から本年3月31日までの間に該当する項目の記入枠に縦線を記入し、該当保全措置の詳細を項目ごとに記載すること。なお、所定の欄中に当該事項を記入しきれない場合には、別紙に記載して添付すること。また、保全措置が不要である特殊法人等については、「保全措置不要の特殊法人等」の欄の記入枠に縦線を記入すること。
- 9 「当該年度当初の預金額(a)」の欄には、前年4月1日における預金額を記入すること。
- 10 「当該年度中の預金受入額(b)」及び「当該年度中の預金払戻額(c)」の欄には、それぞれ、前年4月1日から本年3月31日までの間における預金受入額の総額及び預金払戻額の総額を記入すること。
- 11 「当該年度末の預金額(a+b-c)」の欄には、本年3月31日現在の預金額を記入すること。
- 12 「当該年度当初の預金者数」及び「当該年度末の預金者数」の欄には、それぞれ、前年4月1日における預金者数及び本年3月31日現在の預金者数を記入枠に右に詰めて記入すること。
- 13 「当該年度中の預金の保全の状況」の欄には、前年4月1日から本年3月31日までの間に該当する項目の記入枠に縦線を記入し、該当保全措置の詳細を項目ごとに記載すること。なお、所定の欄中に当該事項を記入しきれない場合には、別紙に記載して添付すること。また、保全措置が不要である特殊法人等については、「保全措置不要の特殊法人等」の欄の記入枠に縦線を記入すること。
- 14 預金の種類が4種類以上ある場合には、2枚目を使用すること。この場合に「総ページ」の欄には、報告の総合計枚数を記入し、「ページ」の欄には、総枚数のうち当該用紙が何枚目かを記入すること。なお、2枚目以降については、「事業の名称」、「事業の所在地」、「事業の種類」、「当該年度末の労働者数」、「貯蓄金管理協定届出年月日」、「区分」、「当該年度中の預金の保全の状況」及び「保全措置不要の特殊法人等」の欄は、記入を要しないこと。